

福祉文教委員会会議録

令和4年2月4日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 17：13

【 案 件 】

1. 児童虐待防止に向けた取り組みについて
2. ICT教育について

【 報告事項 】

1. 第三次飯塚市子ども読書活動推進計画（素案）の策定について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

令和4年1月25日に、飯塚市3児童死亡事例検証報告書が検証委員会の岡上委員長より市長に提出されましたので、ご報告いたします。本検証委員会では、令和3年2月に発生した3児童死亡事例について、事実関係を確認し、各行政機関等の対応など、その検証を行うことにより、今後取り組むべき課題及び再発を防止するための方策等の検討を目的に、市が独自に行ってきたものでございます。令和3年6月3日から令和4年1月17日にかけて計10回の委員会を開催し、課題や提言がまとめられております。

それでは、資料のご説明をいたします。目次をごらんください。まず、検証の目的と方法が1ページ及び2ページに記載されております。第2回と3回の委員会では関係者にヒアリングを行っておりますが、その対象機関なども記載されております。2ページ、3ページは「第1章 検証事例」として、概要と家族構成を記載されております。19ページからは「第2章 本事例の対応状況と課題」を、子育て支援課、学校・教育委員会、市の要保護児童連絡協議会などにそれぞれまとめられています。22ページからは「第3章 再発防止に向けた提言」となっており、こちらも子育て支援課、学校等、機関ごとに向けた提言と、各機関との連携について、記載されております。

今回の検証委員会では、市の内部検証を行うため、さまざまな分野の有識者から意見をいただくものとなっており、そのため、市とその関係機関を中心に、市の支援のあり方や組織体制について、さまざまな課題や提言をいただいております。これらの意見を参考に、既に子ども家庭総合支援拠点の設置につきましては、福祉文教委員会でも報告しておりましたが、その組織を児童虐待防止対応チームとして、重点的な機能を持たせてまいります。このチームでは社会福祉士や臨床心理士、弁護士等の専門職からの意見を得られる体制づくりとソーシャルワーク機能の充実などを図ってまいります。

また、飯塚市要保護児童連絡協議会につきましては、現在の体制を抜本的に見直し、支援が必要な児童やその家庭に対する支援方針の策定や各機関の役割、連携方法等の確認を行い、調整機関として子育て支援課のマネジメント機能の強化に努めます。

さらに市では、この報告書を受け、1月27日に福祉部子育て支援課、子育て支援政策課、教育委員会学校教育課、市民協働部男女共同参画推進課、総務部人事課が集まり、今後の対応について、打ち合わせを行っております。今後は、子育て支援課が中心となって、この内部協議をさらに進めていきたいと考えております。以上で、簡単ではございますが資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。本委員会は特別付託案件ということで、児童虐待について審査をしてきているわけですが、今回の3児童死亡事例検証報告書を見て、私も……。そこで、今回の検証委員会の設置については、そもそも内部検証を行うものか、外部検証を行うものかについて、明確ではないのではないかと指摘をしたことがあるわけですね。しかも、この検証委員会の事務局に、検証対象である子育て支援課が当たるということについては、しっかりした検証するという点では、そもそも弱点があるのではないかというふうに指摘もしてきたところです。そこで、きょうは片峯市長が公務で欠席するという連絡があるようですが、その公務についての説明はありませんが、ここは公務の場ではないのかと思うわけですね。一貫して、この児童虐待問題について、市長が十分な関心を払ってきたとは思えない。このことをまず指摘をして、副市長がおられますので、この検証委員会の報告書を片峯市長が受け取って、片峯市長がどういうふうな対応をしようと感想を持ったかについて、副市長が知っているところがあれば、お尋ねしたいと思います。

○久世副市長

この報告書の提出を受けまして、やはり、幼い3人の命が奪われた、あってはならない事件が起こったことは事実でございます。そして、この報告書の中にも、やはりまだまだ不足していた部分があったというご指摘がある中で、当然、こういった報告書の内容を受け、市としてはこの内容を真摯に受け止め、今後、対応を考えていくということでお話をしたところでございます。

○川上委員

真摯に対応していくという立場からは、本日の、あるいは本日までの児童虐待問題を特別付託案件として審査している福祉文教委員会に、一貫して出席をしないということはありませんかと思うわけですね。そこで、先ほど言ったような外部検証なのか、内部検証なのかよくわからないというような問題は重ねて指摘はするわけですが、今後、市の内部検証はどうするのかということなんです。先ほど課長の説明の中で、一番最後に、1月27日に関係各課が集まって協議をしたということなんですけれど、今後、内部協議を進めるというお話だったんですね。内部協議とは、これから再発防止のためにどうするのかということの話をするだけなのか、それとも内部の検証をすることを含めておるのか、そこをちょっとお尋ねします。

○子育て支援課長

全体で集まる、先ほど申しました1月27日の話では、今後に向けての話をさせていただいております。そのほかの、この報告書で受けている課題や提言につきましては、それぞれの各課が責任を持って中身を十分考え、対応策等を考えていくものだと考えております。

○川上委員

私は、例えば要保護児童対策協議会で、今この間、継続的に対応している案件が70件と聞いておりますけれども、その70ケースと言われる対象の子どもの命を守る上でも、また把握できていない子どもの安全・命を守る上でも、その協議というのは急いで進めなければならないと思うのですが、外部検証が先なのか、内部検証が先なのかというところもあろうと思うけれど、外部検証的な報告書になっているわけですね。そうであれば、これに基づいて内部検証をしっかり進めていかなければ、この検討報告書の中で指摘されている問題点の受け止め、したがって今後の取るべき方策について、しっかりしたものができないのではないかというふうに思うわけですね。そこで、この内部検証については、今後、市としてはどのように行う考えか、お尋ねします。

○子育て支援課長

先ほども申しましたように、今回、子どもに関する関係課が集まっておりますので、今後もこの協議は続けてまいります。その中で、各課でまず検証していただき、それを全体で共有をしながら、足りないところ、またさらに行っていかなければならないところなど、協議を行っていき、定期的にその会議は行っていきたいと考えております。

○川上委員

その協議、定期的とおっしゃったけれど、どのように行うのですか、定期的というのは。

○子育て支援課長

具体的に、次回をいつ行うということは、今現在はまだ決めておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、今後、児童虐待に関する問題については、拠点も子育て支援課に設置されることもありますので、子育て支援課が中心となって、会議の取り決めを行って、呼びかけを行ってやっていきます。

○川上委員

副市長、こういうのを定期的と言うんですか。それで、内部検証のことなんですよ、私がお尋ねしたいのは。内部検証をどのようにやるのですか。どういう基準で、どういうメンバーで、各課の内部検証もあるでしょうし、市全体としての内部検証もあるでしょう。これはどういうふうにやりますか。

○福祉部長

この内部検証のメンバーですが、先日集まったメンバーはもとより、関係する機関、全て今後、検討していきます。さらに4月から拠点ができますので、その中でしっかりと、ちょっと時間は2カ月とまだございますが、その間にしっかりとたき台をつくりまして、その拠点の中でしっかりと事務局をつくりまして、そして会議の、今言われる計画、そういうのを立てながら、そして問題点を出して、そしてそれがどのように改善していったかの進捗管理をしながら、このような委員会の場で報告してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

内部検証抜きに外部検証的な検証が行われたということが今のやりとりで明らかになったでしょう。どういう外部検証ができるんですか、内部検証がされていないのに。先ほど、説明では省略がありましたけれど、検証委員会の設置は昨年5月27日ですけれど、目的などについては説明があったのですけれど、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づいてということで、この検証委員会が設置もされているわけだけれど、その通知については、お話がありませんでした。この通知に基づいて設置されたこの検証委員会というのは、どういう性質のものですか。

○子育て支援課長

設置につきましては、既に何度か説明をさせていただいておりますので、申しわけありません、きょうは説明をしております。この検証委員会は市が独自で行うものであり、内部検証を行うために外部の有識者の方に集まっていただき、市の関係機関の行ってきた行動を全て確認をしていただき、こういったところに問題があったのではないかとすることを有識者の意見としていただいたものでございます。

○川上委員

そうすると、内部検証のために外部の方の意見を聞くということですから、その過程の今の段階ということですか。そうすると、当然ながら内部検証を、これからやるというか深めるというか、ということになるわけですね、今のお話だと。私がお尋ねしたいのは、この件について各課あるいは係において、内部的な検証検討をした文書によるレポートというか、そういうものはあるのですか。

○子育て支援課長

各課でどのような取り扱いを行っているかは把握しておりません。また今後、子育て支援課ではこの検証報告を受けて、一つ一つ見直しを行っていきたいと考えております。

○川上委員

痛ましいことが起こって、時間がこれほど経って、内部検証のために外部意見を聞くという検証委員会が8カ月10回行われているのに、関係の課、関係の係において、内部検討されずに、それを整理したものもないという状況なんですね。副市長、そういう状況なんですかね。

○福祉部長

各所管課では、さまざまな問題点は把握しておると考えておりますので、内部で協議はしているはずでございます。ただ私たちのところがそれを一元的に集約して持ち合わせてないというような形でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○川上委員

何ですか、その「はず」というのは。それはなぜ「はず」なんですか。何か、市長のほうから、そういうものをまとめよと、いつまでにまとめよという指示が出たのですか。5月の設置ですから、5月までにまとめよとか、まとめているはずなんだけれど集約していないと、そういう意味ですか。

○福祉部長

申しわけありません。「はず」というのは取り消したいと思います。各所管課、この問題点についてはしっかりと把握しております。そして、その問題点の改善について取り組んでおります。その結果を、私たちが一元的に把握してなかったということですので、近日中に各所管課にどのような検討をしたかというのを取りまとめて集約していきたいというふうに思います。

○川上委員

この間も、この事件が起きた間も、我々というか、要対協というか、先ほど言ったようなケースの子どもの安全と保護のためにいろいろやっているわけでしょう。それで、その内部検証なんだけれど、今度の内部検証のための外部の方の意見を聞くというのだけれど、この6人のうち、明らかに外部という方は誰がおられるのですか。

○子育て支援課長

各委員の皆様は、市の職員等が入っておりませんので、そういう意味では全員が外部の方です。ただ、そのうち3人が市の要保護児童連絡協議会の代表者であるという意味で、要保護児童連絡協議会ということであれば、3人が外部の方というふうになります。

○川上委員

昨年5月26日、設置の日の定例会見、片峯市長の定例会見で、記者の皆さんから問われているんですよ、この件については。6人の委員の中には、県や市などが情報交換をする市要保護児童連絡協議会メンバーが3人含まれていると。できるのかと、公正な。それで、市長は協議会についても検証するかもしれないのに、客観性が保てるのかと指摘されたが、片峯市長は、メンバーは直接の現場の関係者ではないから重複しても差し支えないのではと答えたという報道があるんですね。差し支えなかったのかということ、今後ちょっと検討する必要があると思うけれど、それはそのように述べておきたいと思うのだけれど。

その検証の内部検証に資する外部委員の意見を聞くという手法について、疑問がないことはないんですけど、きょうの段階では、その中身をお尋ねしたいんですけど。検証委員会の進め方については、きょうは時間の省略のために、私のほうから少し言わせてもらいますけれど、最初に委員に対して概要説明しますということでしょう。どういう説明をしたのかなというのはあるんですけど。それから、その上で各委員6人から質問を集約しますと。概要を聞いたのでここを質問したいというのを事務局に出すんですかね。そうしたら、関係機関にこういう質問が出ましたよという連絡をするんですよ。そして、6団体約10人と書いていましたけれど、その方が検証委員会にお見えになって聞かれたことについて答えると。6つというのは、

田川児童相談所もありますけれど、基本的に要対協を除く飯塚市の機関ですよ。つまり、自分たちが、関係機関が網羅的に時系列も追いかけて、こういうことがあったんですというのを報告して、それについて詳細に質問があり、事実を究明していくということではなくて、概要の説明をし、質問されたことについてのみ答えるということになったとすれば、本当に明らかにしなければならない事実の関係、問題点に届かない、届かなかったのではないかというふうに思うんですけど、今言ったような手法は間違いないですか。

○子育て支援課長

1回目の委員会で概要を説明した、そこはおっしゃるとおりでございます。2回目、3回目にヒアリングを行っておりますけれども、こちらはまず、こういったところ、質問事項を出して、その場で集まっていたら答えるということではなく、ヒアリングの対象としてこの機関に来ていただいて、質問はその場で委員の方々がされておりましたので、あらかじめ質問がわかっている答えをヒアリングの委員会の中でされたということではございません。また、ヒアリングを2回行いましたが、その後、足りない分、さらに聞きたいということで、4回目もヒアリングの予定にはしておりました。また委員のほうから、こういった方にヒアリングを行いたいという要望はございました。それについては、一応、依頼はしましたが、対象が難しいということで断られたということで、文書でお答えをいただいているような経緯がございます。

○川上委員

今のお話は、質問内容は事前に聞いたということは言われたのですかね。質問内容を事前に聞いて関係機関に伝えて、それに答えてくださいということではなく、当日、どういう質問するかわからないままということなんですね。

○子育て支援課長

その場で委員の皆様が、当然、概要と最初に資料として各課がどのようなことを行ってきたかというのはまとめておりましたので、その資料に基づいて、委員の方がヒアリング対象者の方に、ご自身が気になるところをお尋ねになっていたような形です。

○川上委員

ヒアリングのときに、各課、係は、関係機関というか、自分のことを内部検証していないわけでしょう。自分たちはこういうかわりをしてきました、仕事をしてきましたというのをまとめていないわけでしょう、反省も。それを、その場で述べて質問されたわけではないわけですよ。聞かれたことに答えたということなんでしょう。

○子育て支援課長

こちらは事例の検証ですので、どのようなことを関係各課が行ってきたのかを、委員の方がお尋ねになって、対応をどうしてきたのか、そういったことを答えるような場でございます。

○川上委員

すると、市が内部検証を進めるために外部の方の意見を聞くというのであれば、自分たちがどういう仕事をしてきたんだという、第1次というか、第2次というか、そういう検証の内容を自分たちはこう考えるけれど、有識者の皆さんはどうお考えでしょうかという進め方が適当ではなかったかと私は思うんですよ。それで、子育て支援課、家庭児童相談室が1つでしょう。それから、生活支援課、健幸保健課保健センター、田川児童相談所、小学校と保育施設ということになっていきますけれど、それぞれごとに主な質問点、外部委員の皆さんが、それぞれごとにどういう質問したのか、どういう回答をしたのかというのは、この委員会の審査対象になると思うんですよ。内部検証に資する質問であり、回答なんですよ。それは議会に提出できるように文書整理されていますか。

○子育て支援課長

ヒアリングの内容を、この委員会に報告するためにという資料の作成はしてありません。

○川上委員

この委員から、こういう質問がありました。これに対してこういう説明をしているというのが、わかりやすい一問一答というか、そうしたようなものはないですか。

○子育て支援課長

申しわけありません。委員会に出せるような資料はつくっておりません。会議録のほうは作成しておりますけれども、そこから拾い上げるような形になるかと思えます。

○川上委員

内部検証をする上で、これから内部検証する上で、質問と説明については、そういうものが必要ではないかと思うんですね。それはつくられませんか。

○子育て支援課長

議事録としてはまとめておりますので、作成は可能でございます。あと、また関係機関、各課にまたがっておりますので、その各課がそれぞれが議事録からつくるのか、子育て支援課がまとめるのかは検証まで含めるのであれば、各課で行っていただくような形になると思えますし、その辺については、今後の先ほど申し上げました内部の協議の中で行っていきたいと思えます。

○川上委員

私は、まず関係課ごとにするほうが、内部検証、自己検討にとっては深まるのではないかと。これによって、外部委員が聞いて有効だった質問だとか指摘とかいうのと同時に、聞き漏らした、あるいは指摘を漏らしたというようなことも、市民全体が見れば、また議会が見ればわかることもあって、さらに内部検証を深めるのにも意義があるのではないかと思うんですね。それで、来ていただいてお話を聞こうという中で、6団体となっていますけれど、私がどうしてここを呼ばなかったというか、来てもらわなかったかなというところがあるんですよ。それは、皆さんが検討したかどうかお尋ねしたいんですけど、福岡市の児童相談所あるいは施設、それから福岡市の学校、福岡市の保育施設、ここは、どうして呼ばなかったのかなと、来てもらわなかったのかなと。お願いしたけれど断られた、そもそもお願いしなかった、その辺の状況をちょっと説明してもらえますか。

○子育て支援課長

今、質問委員が言われたような機関については、検証委員会のほうでヒアリングを行いたいという意見はございませんでした。

○川上委員

そうすると、外部委員が聞きたいと言ったところだけ、外部委員がこの6つだけを言ったわけですか。事務局から提案したりしなかったわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：38

再 開 10：48

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

すみませんでした。最初のヒアリングの6団体につきましては、他の検証委員会等の事例等も比較した上で、市の子育て支援課のほうで、まずこの家庭に実際の援助を行ったり、かかわりがあった団体を6団体の名前は挙げさせていただきました。その後、そのヒアリングが終わった後に、検証委員の皆さんに、さらに追加でヒアリングを行いたいところがありますかというような流れの中で、先ほど議員がおっしゃったようなところは、委員の中から挙がってこなかったということでございます。

○川上委員

そのところに先ほどから指摘しているような、この検証委員会の限界というか矛盾というの

も、私としては感じるわけですね。だから、先ほど言った福岡市関係の機関、福岡市の場合、児童相談所等子育てにかかわるいろんな課があると思いますけれど、そことの連携がどうなっているかもよくわかりませんが、そういったところも今後、聞く必要があるのではないかと。また私としては、県営住宅に広域で、父親と当時1歳と2歳ですかね、可能性があるけれど、そういう子と3人が転居してきた経過についても、福岡市の児童相談所のほうとの関係で整理ができたかもしれないけれど、福岡県の県営住宅の担当機関のことも聞く必要があるかもしれないし、さらに警察関係にも聞く必要があるかもしれない。だから、そういう面では、まずここで中間的に述べておきたいと思うんですけど、今後、内部検証を進めていく上では、先ほどから言っておりますように、市の関係機関のきちんとしたまとめが急ぎ必要ではないかと、第1次かもしれません。それと同時に、外部委員とともに、その他の機関からの意見をもっと聞くように、その2つの構えがいるのではないかというふうに思うんですね。

そこで、検証の角度、観点の問題について、お尋ねしたいと思うんですけど、今言ったこととかかわりがあるのですけれど、検証の対象期間が、今言った制約の中で報告書を読みますと、転入以降のことに、専ら着目するようなことになっているんですね。私は転入以前の問題について、行政間の引き継ぎのこと、点検する必要があるので、飯塚市への転入以前の状況について、この時期のことについて把握する必要があります。それから飯塚市に転入してからは、父親と1歳と2歳かもしれないお子さんが3人で転入し、暮らした時期、ここに福岡市の児童福祉施設から、養子の長男が転入してくるわけでしょう。で、4人で暮らした時期、3つ目の時期と言ってもいいと思うけれど。さらに、経過の中で母親が同居する、事実上同居する、さらに本当に同居するということになるんですけど、この5人暮らしの時期、さらに破局と言うべきかもしれませんけれども、母親が出ていき、3人と1人の4人暮らしの状況になった時期、そして事件に至る時期、こうした経過の中で捉える必要があるのではないかと、時期ごとに。そうすることによって、このことは明確には言っていないけれど、検証委員会の報告書の中にも、この子どもたちをめぐる事情が次々に変わって行って、それにどう対応するのかということ、一つの課題であったというふうに言っておりますので、今言ったように、5つの時期くらいに分けて、内部検証も進めていく必要があるのではないかというふうに思うのですけれど、こういう考え方はどうですか。

○子育て支援課長

この世帯の家族構成のお話ですけれども、まず、確かに3人で、父親と子どもさん2人で転入して来られました。その後は、今、質問委員がおっしゃったように長男が入ってきたのではなく、母と長男は同時期に入ってきております。ですので、3人の家族で最初に飯塚に来られて、その後、長男さんと母親が一緒になって5人世帯になっております。その後、母親のほうは離婚をされて出て行かれたので、その後は4人世帯というふうになっております。この中で、検証委員会の中で話がされていたことにつきましては、やはり母親が出ていった時期、そこから後の対応というものを重点的にお話させていただいております。実際、それまでの経過については、特に大きな問題が、当然、要保護児童として、要保護の世帯としてのかかわりは持っておりますし、その間、お父さん、お母さんからの頻繁な電話とか来庁されたりとか、そういったことはあっていったというのは新聞報道でも御存じだと思いますけれども、そういった形で連絡は常にとっておりますが、やはり、この検証委員会でポイントになったところは、まず大きなポイントは離婚をしたときではないかと。そのときのアセスメントが足りなかったのではないかというふうに言われていると、私たちは感じております。

○川上委員

市の内部検証の方法としては、日本国民がどこに住む、住まないというのは、憲法でも保障された自由があるわけですから。だけれど、そういう保護の対象の子どもが転入するときに、受け入れて、県その他と協働して安全と命を守るという仕事が、我々はあるわけですから、そ

ういった点でいえば、児童養護施設からこの世帯に入ってくるということについて、どういう判断を福岡市の児童相談所がしたのかとか、田川児童相談所経由でいいのか、事情を深く捉えるという点でいえば。事実の問題として、児童養護施設を出て、こういう家族構成の中で暮らして、間もなく命を失っていくことになったわけでしょう。そういった点で言えば、飯塚市の内部検証のあり方としては、私たちはどうでしたかということもあるのだけれど、その中には外部機関に対して、きちんと正すべきところを正すという、意見を言うべきところは言うという役割の発揮の仕方もあったのではないかと。それで、父親にとっては養子の長男が転入して同居することになるとき、なったときに、飯塚市としては関係の機関に対して、質問とか事情を聞いたり、意見を述べたりしたことがありますというようなことは、検証委員会で聞かれましたか。

○子育て支援課長

検証委員会の中での質問ということですが、市がどのように長男が飯塚市に転入する際の事情について、市がどう考えていたかということについては、うちの検証委員会の中できちんと報告はしております。市としては、確かに不安という、相談員にとっては父親の前住所地からの申し送り、移管の資料の中で父親の暴力で施設に入っているということは存じておりましたので、それについて、その父親がいる世帯に戻って、飯塚市に入ってくるということについての不安は、田川児相のほうには伝えておりました。ですけれども、もう飯塚に来るよということが児相の決定でございましたので、その後は児相と飯塚市が、ではどうやってこの家庭とかかわっていくのか、そういったことはきちんと児相と、またそのときには学校も含めまして、会議を行って方向性を決めております。

○川上委員

そのところは、今後、さらに深めて検証すべきポイントだろうと思うんですけど、そのうちの一つの視点として、その大きな、重大な状況の変化なんだけれど、市としては、それにどう、私の考えから言えば、総力を挙げて、言葉使えば総力を挙げてその子を守るという体制をとるべきだったのではないかと思うのだけれど、そのとき子育て支援課は、情報の共有をどこまで広げて、内部協議がどのような形でできたのか、要対協のこともあろうかと思えますけれども、その検証があると思うのだけれど、どうお考えですか。

○子育て支援課長

長男が飯塚市に転入してくる際には、先ほど申し上げましたように、今後の支援のあり方については、子育て支援課もしっかり行っていかなければならないという認識はございましたので、学校のほうにも転入する学校教育課のほうに情報共有をいたしております。その後、学校のほうで個別ケース会議を行わせていただきまして、この家庭について、学校に見守りをお願いしたような次第でございます。また学校のほうでも、当初、校長先生のほうが、担任の先生に、この子のことはよく見ておくようにというような指示をいただいておりますので、実際、12月に母親と離婚するまでは、こういう言い方はどうかと思えますけれども、飯塚市が抱えている要保護児童の世帯と特別に、ここだけが突出して危険度が高いというような認識ではなく、通常、また父親との連絡、母親からの連絡、常に取り合えておりましたので、この家庭の状況は比較的つかめていたほうだと思いますので、その中で支援、またそこには警察も含めたところで情報の共有は行っておりました。ですが、それが12月のときに大きく状況が変わったところについて、私たちのやはりアセスメントが足りなかったのではないかとというのが検証委員会の報告だと考えております。

○川上委員

そのことについては、検証委員会でも、危機の管理の前に認識の問題というのを指摘されているし、各紙でもそこに着目した報道があっているのだけれど、なぜそういうことになったのかについても、専門性のことの指摘も、ちょっとあったりしていますけれども、ここは、今後の課題ということではなくて、そのときにしっかりした認識に立つことができたのではないかと

いう視点での検証というのはいらぬと思うんですよね。こういうことだったので、リスクを、ハイリスクを感じ取ることができませんでしと云うけれど、そのこと自身が、専門的な知見を持つ方にすれば、そのこと自身が非常に危険な兆候だと、SOS信号という面もあると思うんだけど、頻繁な連絡とか。この背景には、3つぐらい私の考える問題があるんだけど、それは後ほど述べたいと思います。そうした経過の中で、ヒアリングのときに聞かれたかわからないんだけど、この家族は、世帯は、その年の10月に生活保護の申請に行っていますね。このときに、記録によれば、間もなく収入の予定があるので、申請をさせないで、食料品だけ持たせて帰ってもらったということになっていますけれど、これは事実ですか。このことについては、生活支援課のほうは内部検証をどこまで行っていますか。

○生活支援課長

今、委員のほうからお話がありました10月5日のご相談ということでございますけれども、このときのこの世帯のご相談というのが、事情を確認しますと生活を営んでいくための十分な収入の予定はあるんですけれども、財布を落とされて、今現在、現金がごく少額しかない。収入が入る予定はあと4日後なのですが、それまでの食料が足りない、食料を買うことができないというようなご相談でした。生活支援課への相談でございましたので、まず生活保護制度がどのようなものかということをし、しっかりとご説明差し上げております。世帯の申し立てどおり収入があると仮定した場合、生活保護で支援することが難しいだろうということは容易に想像はつききましたけれども、一応、生活保護制度については、しっかりとご説明させていただいた上で、現実的に、その3日間の食事・食料の確保という面で支援が可能な方法として、生活支援課でフードバンクから提供を受けております食料の提供もできますよというご案内を差し上げました。どちらを選ばれるかについては、相談者ご本人にお決めいただいて判断していただいたのですけれども、やはり目の前の食料が優先的ということで、そちらの支援を選ばれたところでございます。

○川上委員

そのときに1人で見えたのですか。

○生活支援課長

ご夫婦と下の2人のお子さんを伴って見えられております。

○川上委員

5人家族ということは、その場でわかったでしょう。わかったはずですが。児童手当もあるし、それまでは何とかしのいできたということなのでしょう。ところが、収入の見込みがあるその日の、今のお話だと4日前ですか、に食料も尽きて現金もありませんと。どういう精神状態で来たかもわかったというか、わかりますよね。保護の申請、口頭で申請したんでしょう。相談だけだったのですか。選択肢としては、保護の申請書を渡して、そこで書いてもらう。そして、食料ももちろん渡す。民生金庫の貸し付けも制度があることも紹介する。そういうことができたと思うのだけれど、ここで言いたいのは検証の問題ですからね。この検証委員会の報告の中では、今、生活支援課長がおっしゃったようには書いていないですよ。読まれたでしょう。どう思いますか。

○生活支援課長

検証委員会の報告の内容につきましては、父親がすぐちょっとしたことで激昂されるような性格の一面を生活支援課が把握しておりましたけれども、関係機関と父親の生活に関する情報の連携が足りなかったのではないかなというようなご指摘を受けております。これにつきましては、実際、その人とかかわられる関係機関というところでは、ある程度、ご想像がつくのではないかなというところもあったのですけれども、実際、生活支援課の窓口に何度か、そういった激昂されるような場面はありましたので、今後は、そういった指摘を重く受け止めまして、そういった情報があれば、関係機関と連携をしていく必要があると考えております。

○川上委員

生活支援課としては、この父親の激昂ぶりというのは、そういう認識を持っておったわけですね。それで私がお尋ねしたのは、その検証委員会が第2章で書いてある事例のときの書きぶりと、今の記載・事実と、今、生活支援課長が説明したものと随分違うように書いてあるのではないかと私は思いましたけれど、それについては、どう思いますか。

○生活支援課長

検証委員会の資料に書かれてあります10月5日の経緯、これにつきましては同伴された家庭児童相談員の方が資料のほうを作成されていると思うのですが、うちのほうでは収入の見込みがあるため、現段階では厳しいというようなご説明を差し上げたつもりはございません。ただ、生活保護制度の説明をする中で最低生活費と収入の認定の関係性についても説明は、ご夫婦のほうにしっかり説明させていただいております。その中で、実際にこれだけの収入があれば、生活保護費が、実際のお金が出てくるのかという計算は容易に成り立ったものと思われまので、その時点で実際にできる支援としてフードバンクの食料支援をご案内差し上げて、そちらを選択されたということでございます。

○川上委員

しかし検証委員会の報告書には、このように書いているわけですよ。この検証のあり方にかかわるんだけど、この生活保護申請の、このときのことについては、外部委員から尋ねられましたか。

○生活支援課長

この件に関して、ヒアリングでの質問はございませんでした。

○川上委員

したがって、今のような説明は外部委員にはしていないわけですね。していないんですか、確認なんです。

○生活支援課長

この部分についてのご説明は差し上げておりません。

○川上委員

これは何の情報によって記載があったと言われましたかね。検証委員会の報告書の記載は。

○子育て支援課長

一番初めに検証委員会を立ち上げましたときに、関係各課、この家庭と接点があった各課のほうにその出来事について集約しております。そのまとめた資料の中に、この生活支援課との関係も報告があっているということでございます。

○川上委員

この検証報告書の中の記載の文章そのものは、どこから出たんですか。生活支援課から出た情報を、誰かがこのように書いたわけですか。それとも生活支援課と関係なしの情報が記載されたのですかね。

○子育て支援課長

この検証報告書の文書につきましては、委員の方が書かれております。そして、出来事につきましては、生活支援課から当初この家庭とかかわりがあった出来事について、全て集約しておりますので、その中にこういったフードバンク、こちらを利用された経緯などは報告を受けておりましたので、その件については検証委員の皆さんに報告をしております。

○川上委員

そうすると、今の答弁だとこの事実の受け渡しがどうなっているかよくわかりませんね。しかもこの文章は検証委員の6人の方の誰かが書いた文章なんですね。何かちょっとわかりにくい。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:20

再開 11:22

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけございませんでした。先ほど第2章のお話ということでしたので、21ページの生活支援課についての記載についてを言われてあるかと思ひまして、委員の方が書かれましたと申しましたけれども、事例の詳しい詳細につきましては、子育て支援課のほうで集約をして、また、この日、10月時点は、まだ生活保護を受けておられませんでしたので、こちらは、うちの家庭児童相談員と一緒に同行して、生活支援課のほうに行っておりましたので、その記録からまとめたものでございます。

○川上委員

私が2章と言ったのがちょっと混乱のもとになったのかなと思いますけれど、7ページですよ。5人は家庭児童相談員のところにまず行ったわけですね、今のお話だと、この日。

○生活支援課長

ご夫婦はまず家庭児童相談員さんのところに行かれております。相談の内容を聞かれた後で生活支援課のほうにご案内がありまして、相談員さんも同行されまして、その相談に当たったということでございます。

○川上委員

そうすると、当該世帯ご夫婦と子ども2人と家庭児童相談員も同席して、生活支援課のほうは2人ぐらいで対応したんですか。あの相談室で7人入ったわけですか。

○生活支援課長

生活支援課の職員2人と、私もその現場の当日、その場を確認したわけではございませんが、そういった状況のご相談は多々あります、状況としてはですね。このような場合は親御さんと生活支援課の職員が相談室の中に入って、あと下のお子さんとかは、ほかの職員が廊下のスペースとかで対応しながら、相談業務をやっておるところでございます。

○川上委員

そしたら、検証のポイントの一つと思うんだけど、この家庭児童相談員の情報でこれを書いているわけでしょう。生活支援課が書いているわけではないですよ。生活支援課ケースワーカーからは収入見込みがあるため現段階では申請は厳しいと思われるとのことと書いてあるわけですよ。こんなことがあるんですか。今の生活支援課長の説明とは全然違いますよね。でも家庭指導相談員は、こういうふうに言われたと認識したわけね。そういうことですか。そういうふうにこれを読めばいいのかな。

○生活支援課長

今、委員がご指摘された部分の記述につきましては、生活保護の運営上は絶対にあってはならないことだと思っております。実際に、私どもが相談に当たる場合は生活保護の制度についての収入認定ですとか、最低生活費の関係性について十分に相談者の方にご説明を差し上げております。この世帯の10月5日の相談におきましては、その月は十分に生活で可能な収入の予定があるというご相談でしたので、その説明の結果、生活保護法制度では金銭給付とか、そういったところに結びつかないという認識は確実に持たれてあったものと思っております。家庭児童相談員さんにつきましては、そういった生活保護の制度運用上の微妙な表現とか、そういったところの知識は持っておられませんので、資料作成のときに、このような表現になったのではないかと思います。

○川上委員

これが検証委員会6人が了承した判断のベースの一つになっておるという事実を踏まえなけ

ればならないと思います。それで、だから6人の検証委員は生活保護制度というのは、こういうものだと思っていますよ。子育て支援課もこれをそのまま出したんだから、そういうものだと思っていますよ。非常に危険。最後のセーフティーネット、それは食べ物という点、健康という点で、最後のセーフティーネットなんだけれど、健康という点で言えば、やっぱり心の問題もあるわけですよ。安心してくださいと。申請権は誰でもありますと。口頭でも申請できる。申請があればきちんと受理しますと。申請はあなたにとって有利ですかということも言うことも危険なんです。まず申請するというのが、申請があれば受理するというのが大原則だと思うんだけれど。それで、もう少しのチェックというか、検証のポイントとして、実際、今言ったところでいけば11月16日に申請していますよね。これは、先にもう時間の関係があるから、ちょっと言ってしまうと、11月16日に申請をした。そして、これは家庭児童相談員の記述ではないかと思えますけれど、生活保護法によって14日以内に決定するということに明記があるんですね。11月の何日になるのかな。金曜日かな。何日ですかね。その日に、問い合わせをしたのかな、家庭児童相談員が。そう読めます。そうすると、生活支援課は24日に訪問調査に行きますということを言ったようなんだけれど、この11月24日というのは最初の訪問調査なのでしょうか。もし、これが最初の訪問調査なら、要するに連休明けに行く予定ですよということを言っているわけですね。これは最初の訪問調査であるかどうかわかりますか。

○生活支援課長

最初の訪問調査につきましては、11月16日の申請を受けまして、翌日の11月17日に実施をさせていただいております。

○川上委員

24日の訪問調査というのは、何の調査なのですか。24日に家庭訪問を行う予定と書いていますけれど。

○生活支援課長

11月17日の後の、実際のこの家庭への訪問につきましては、年が明けた令和3年1月8日が一番最新のものとなっております。

○川上委員

申しわけありません。今、ちょっとよく意味がわかりませんでした。11月16日に申請を受理したんでしょう。翌17日に訪問調査、1回目をしているんですね。11月24日にも行く予定だとケースワーカーが家庭児童相談員に答えているというような文面なんです。これは9ページですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:33

再 開 11:43

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申しわけありません。先ほどの答弁の一部訂正をさせていただきます。先ほどヒアリングについて、質問を受け付けずにその場で質問したというふうにお答えいたしましたけれども、第1回目の概要の説明をした後に、まず委員の皆様から気になる場所ということで文書で質問をいただき、その質問についてのお答えは第2回のヒアリングの前にお渡ししております。実際にヒアリングについては、それ以外のことを聞かれておったので、その質問そのものが用意されていたというようなことではございませんでしたが、先ほどの質問では、質問が事前にあってなかったと申しましたので訂正をいたします。

○生活支援課長

先ほどの11月24日の家庭訪問を行う予定とのお話でございますけれども、11月16日の申請の後に、この日に11月20日に父親が来庁されまして、夫婦間のトラブルがあったということで離婚の話になるというようなこととお話がありましたので、そのことの実事確認をするために、生活支援課では24日に訪問を行う予定というお話をしておりました。その後、離婚の話が一時、立ち消えになったりした状況もございまして、実際には11月24日には訪問のほうは実施しておりません。

○川上委員

11月20日は土曜日ではないですか。

○生活支援課長

その日は金曜日でございます。

○川上委員

曜日は私が間違っていました。それで決定はいつですか。

○生活支援課長

ただいま手元に開始決定がわかる資料がございません。

○川上委員

この時期に、その日ではないかと思えますけれども、その金曜日に子どもたちに食べさせるものがこの世帯にあったのか、金曜日の段階で。つまり16日に保護の申請を市が受けたとき、その所帯に現金がどれくらいあって、子どもたちに食べさせるものがあつたかどうかというようなことが把握されておるのかというふうに思うんですけど、わかりますか。

○生活支援課長

11月16日に申請をされたときの時点での世帯の申し立てによります手持ち金でございしますが、現金で8859円の申告を受けております。それから、この申請直前に社会福祉協議会の総合支援資金の最終回の貸し付けを受けておられますけれども、その消費状況について確認しましたところ、食料品の購入は十分にしているということを聞き取っております。

○川上委員

20日には子どもに食べさせるものがないという声は聞いていないですか。

○生活支援課長

11月20日時点では、そういったご相談は受け付けておりません。

○川上委員

保護はまだ決定してないと思われるけれど、11月25日、そういう訴えがあつていないですか。

○生活支援課長

11月25日の時点での世帯からのそういった訴えの記録等はございません。

○川上委員

市役所には言っていないけれど、近隣の方には訴えていることは外部検証委員のメンバーは事実として受け止めていますよね。そこを誰が答弁するかな。近隣の方に訴えがあつていると。検証委員の認識は、そういうことになっていないですか。

○子育て支援課長

近隣住民の方からの通告はあつてございますが、食べ物がないであつたり、お金がないということが、いつのことかということろまでは、その通告ではあつておりません。警察が来たりしているということで、この家庭は心配なのではないかというような趣旨での通告であつたと思います。

○川上委員

その通報を、地域住民から受けて、子育て支援課はどういう対応をしたのでしょうか。

○子育て支援課長

その前後、11月のことですがけれども、父とも母とも連絡をとり合っておりまして、その中で、ご本人たちから以前のようなお金がないというような相談はあっておりません。ですので、通常の支援として夫婦間のトラブルについて話を聞いたり、そういったことをしております。

○川上委員

どのくらい食料があったかわかりませんが、11月16日の段階で8859円しか所持金がない大人2人、子ども3人の所帯ですね。10日後に近隣住民から、今おっしゃった答弁があったように、食べ物がない、お金もないというふうに言っているという通報が子育て支援課に真つすぐ電話がかかってくるかどうかよくわかりませんが、どこにかかったんだろうと思いますが、役所としてはいつの話をされているのかよくわからないということなんでしょう、聞くでしょう、近隣住民の方に。いつそういう相談があったんですかとか、いつのことですかと聞くでしょう。それはわからないというのは、どういうことですかね。しかも時期的には生活保護申請をして、10日前に8859円しかない家が生活保護申請して、恐らくはまだ、資料がないと言われましたけれど、保護決定がしていると思われたい。このときは食料も渡していないんでしょう、この世帯には。記載がないから。そこで、その一月後は破局的な事件になるわけですね。

ここで教育委員会にちょっとお尋ねします。この長男が転入するということに、検証報告書の中では再アセスとか、その時点で得られた情報だけではなくて、自分たちがこの子を見守るにつき必要な情報があれば情報を集約しなければならないという趣旨だろうと思いますが、教育委員会あるいは学校としてはどういうことをしたのか、ちょっとお尋ねします。

○学校教育課長

学校としましては、長男が転校した際に、学校長自ら転入前の校長に出向きまして、転入前の学校の校長から直接、長男の件につきまして引き継ぎをしております。さらに学校長より担当する担任に対しまして、長男のことを注意深く観察しまして記録するよう指示を出しており、その様子は記録として残っております。このようなことから、学校側としましては、この件に関しまして、注意、観察、見守りは日ごろから続けていたというふうに聞いております。

○川上委員

それは何月のことですか。

○学校教育課長

これは7月16日に学校長のほうが出向いて事情を聞いたとなっております。

○川上委員

1回だけで用が足りたわけですか。

○学校教育課長

2度ほど連絡はとっているということで、児童生徒が学校に登校して、7月の後半から出席しておりますが、その後、何事もなく12月までは欠席があまりなく、普通どおりの状態といえますか、その長男の子に何か事案があるかということは、観察しても気になることはございませんでしたので、12月まではもう普通の生徒と同じような扱いで、観察は行っておりますが、問題はあがっておりませんでした。

○川上委員

この子ども、長男というか、その親に対して就学援助の制度があるというのは、転入時に伝えておりますか。わかりますか。

○学校教育課長

昨日、学校で尋ねましたら、就学援助に関しましては、入学当時に説明をするということで、転入生に対してはそういう手続は行っていないということでした。

○川上委員

7月16日に学校長は前の学校にわざわざ出向いてお話を聞いたと。この前の学校で、福岡市で就学援助を受けておったかどうかは確認はしてないんでしょう。

○学校教育課長

そのあたりは、確認をとっていないということでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

○川上委員

午前中、就学援助の制度を、転入してきたこの長男あるいは保護者に紹介をしたかとお尋ねしたわけですが、これに対する答弁は、していないということだったですね。そこで私が、校長先生が前の学校まで行って、いろいろ事情を聞いたんだけど、その学校では、就学援助を受けていたかどうか、尋ねたかどうかそれをお尋ねします。

○学校教育課長

すみません。その部分まではちょっと情報を入れておりません。

○川上委員

この長男が非常に厳しい状態の中で転入してきたと。かなり緊張感のある状況の中で入ってきたことは、校長は知っているわけですよね。ただ、そののところ、就学援助になぜ関心がいかなかったのかという、ちょっと苦しみがありますよね。学校給食費は、どうだったのでしょうか。

○学校給食課長

学校給食の納付書につきましては、学校を経由いたしましてご家庭に配付をいただいております。

○川上委員

学校給食費は滞納がなかったのか、お尋ねします。

○学校給食課長

学校給食の納入状況でございますけれども、滞納があるないというのは個人情報に当たると考えられますので、お答えは控えさせていただきたいと思っております。

○川上委員

学校給食課は、この事件というか事例から何か学ぼうというか、自己点検というか内部検証はまだしていないわけですか。

○学校給食課長

本事件に関連して、学校給食費の納入状況と関連という部分で具体的に検討等は行ってないところではございますけれども、納入状況によってご家庭の状況というようなものも、いろいろ考えながら、ご家庭との納付に当たっての対応だとか、折衝に関しては注意を払っていきたいというふうに考えてございます。

○川上委員

いや、これからのことを聞いていない。これまでのこと、事件までのことを聞いているわけですよ。この所帯のこの子の給食費が納入されていたかどうかについて情報はあるのですか、この世帯についての。払っていたか、いないかについて答えたくないということは今言っているんでしょう。把握しているのかと、そもそも。これをちょっと聞かせてください。

○学校給食課長

納入状況は把握しております。

○川上委員

それはいつ把握したのですか。

○学校給食課長

この事件の後になります。

○川上委員

この子の所帯の学校給食費の納入状況を知る立場にあった、知る立場にあるのはどういう部署の人なんですかね。

○学校給食課長

納入状況につきましては、徴収また管理については学校給食課が行っておりますので、学校給食課が管理、確認をしているという状況でございます。

○川上委員

その最高責任者は誰になるのですか。

○学校給食課長

納付に関しては、当然ながら請求、督促等は、市長になってまいります。

○川上委員

片峯市長が最高責任者なんですね。この納付状況の把握、そういうことなんですね。

○学校給食課長

先ほどの答弁のほうは、ちょっと訂正をさせていただきたいと思っております。この納付状況等の確認、管理等を行ってまいりますのは、学校給食課長でございます。

○川上委員

それで、その課長はそのほかにも学校給食費を、いろんな理由で払えていない、払わないというところがあるかもしれないけれど、その中にはネグレクトという性質の虐待が潜んでいるというのは、我々の共通認識でしょう。それで、この情報は学校給食課から学校教育課へは、適切な管理のもとで情報提供されるということはないわけですか。そういう性質を持ったものとしてですよ。ネグレクトという性質を持ったものとして、学校教育課のほうに情報提供をして、虐待防止に資するというようなことはないのですか。

○学校給食課長

今回の事案に関しましては、そういった納付状況から、またご家庭との折衝等を行う機会もございませんでしたので、そういったネグレクト、ご家庭の危機的な状況だとかいう把握ができていなかったために、そういった関係部署との情報共有はできておりません。

○川上委員

あなたがここで、この当事者が学校給食費を払っていたか払っていなかったか言わない、それは何で言わないのですか。なぜ、答えたくないのですか。

○学校給食課長

納付の状況について、滞納があるとかないとかというのは、個人情報という観点からお答えは差し控えるべきだと判断しております。

○川上委員

外部検証委員会に、学校給食課は関係機関として呼ばれていません。内部検証委員会から聞かれたら答えますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:10

再 開 13:15

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

大変申しわけありませんでした。先ほどのご質問に関しましては、検証委員会という中で外

部に公表しない、マル秘での取り扱いをしていただくという条件で、検証委員会から正式に当該児童の世帯の状況について文書でいただき、それを回答するという形でお答えはしたいと考えております。

○川上委員

ちょっと寄り道するけれども、今回、検証委員からは、このことについての質疑はあったのですかね。

○子育て支援課長

ございませんでした。

○川上委員

ちょっと戻りますけれど、学校は危険な事情の、複雑な事情のある子どものために、いろんな体制をとった。前の学校長にも会いに行った。ところが、先ほど言ったように就学援助については受けていたかどうか確認しない。自分たちは、就学援助は4月に入学するあるいは4月に在籍する子には説明するけれど、転入生には説明するようにしていないというので、今度はしていないと。そこまで、この子を助けなければならないと思う校長が、担任の先生にも、しっかり見守ろうねということを行っているのに、学校として、今言ったような状況で、この子どもの一つのネグレクトの指標になるかもしれない学校給食費の問題について、学校としては関心を持つと思うんですよ。滞納、滞納ということで、親の精神的ないろんなプレッシャーになっていったときに、その矛先が容易にその子に向くかもしれないと思うよ。そうすると、学校は学校教育課に対して、就学援助の償還をしてないんだけど、給食費はどうなったんだろうかというのを聞けば、学校給食課は、その情報を共有するのではないのですか、しないですか。

○学校教育課長

7月の段階では、転入する段階では、いろいろ情報を仕入れて対応していたのですが、学校が8月、その年は夏休みが短うございましたので、8月の登校日、また9月、10月、11月、12月と、先ほど申しましたように、学校では非常にその子の様子もよくて休みも少なかったというところで、観察はしておりますが、もう普通の子と余り変わらない状況で、登下校また学校生活を送っていたというところが、私たちもちょっと安心して見ていたところだと思います。給食費に関しましても、自分の経験上でございますが、未納の家庭には、やはり担任のほうに現在どのような状態だろうかというのは確認をさせております。現在、この子に関しましては2カ月程度ということでしたので、毎月送ってくるのですが、やっぱり分厚くなる家庭には、それぞれ事情があって、年度末に払うところ、ボーナス時期に払うところ、さまざまございますので、やっぱり確認は取らせておりました。でも1学期、一月、二月当たりでは確認をする程度で、保護者のほうに要求ということはしなくて、様子を見ているという段階で済ませておりました。

○川上委員

そうすると、学校給食課長と学校教育課長ないし校長との間では情報共有は可能だったということ今、言われるんですかね。

○学校教育課長

この事件が起きるまでは、学校のほうから情報が私どもに入っていなかったのですからところが、私たちの不手際だったと思っております。

○川上委員

それでちょっと踏み込むけれど、事の重大さをちょっと喚起したいんだけど、納付書は月々滞納したらふえていくわけですか。そして、それが1枚ずつふえていくわけですか、納付書、請求書。それは子どもに渡すんですか。

○学校給食課長

納付書につきましては、学校を通じてお子さんに持って帰っていただいて、保護者に渡して

もらうという流れでございます。

○川上委員

そのことは、外部検証委員会では全然議論していないですね、ということは。

○子育て支援課長

議論はありませんでした。

○川上委員

教育長、言っている意味わかるでしょう。何の理由かわからないけれど、給食費が払えない、払わない親に、そういう経過で、そういう関係の子どもが納付書を渡したかどうか。渡すときにどういう感情がお互いに生じるだろうか。検証するべきところは多々あると思うけれど、教育長、何かこのことについて所見がありますか。

○武井教育長

質問議員が言われますように、要保護を擁して、大変リスクを抱えている子どもさんを迎え入れたわけでございますので、例えば担当課長のほうでは、就学援助の資料等、転入の場合には渡していないという話でございました。私どもとしては、家庭の経済状況等が悪化したりすれば、いつでも学校には事務室等には備えつけて対応できるようにしているという私の認識でございましたけれども、今、そういう点ですとか、あるいは給食費の件につきましても、さまざまな、実際そこまで至ってなかったわけでございますけれども、さまざまな観点からご指摘いただいたようなことを検証していく必要があるだろうなと思っております。

○川上委員

このことを、今回の検証委員会は聞きもできなかったということですよ。冒頭、子育て支援課長から言われたように、内部検証を進める上で、この外部委員の質問、ヒアリングのレベルというのは、全部もちろん、もちろんだと思うけれど、網羅できるわけではない。だから、呼ばれたところはもちろんだけれど、呼ばれていないところも含めて、相互の関係も含めて、しっかりと検証が必要だとさらに思うわけですけど。ところで、この3人のお子さん、特に長男のおさんは、子ども医療証は持っておったのですか。

○生活支援課長

生活支援課で新規申請に伴って実施しました世帯への調査結果によりますと、保護開始前は子ども医療証をお持ちでした。

○川上委員

国保か社会保険かに加入していたということになるわけですね。

○生活支援課長

国民健康保険に加入されてある世帯でございました。

○川上委員

その情報は、例えば要対協だとか子育て支援課のほうで、既にその間に、見守りの間に把握していたかどうかということも大事だろうと思うんですよ。1回行けば500円とか、自己負担のかかる、無料ではない保険証ですよ。

今、教育委員会の話をしているんだけど、検証委員会、教育長ももう何度も読まれていると思いますけれど、教育の課題、教育委員会の課題、問題を指摘するところがあります。課題をね。特に、こういった点を重く受け受け止めている、あるいは検証委員会、今ずっと聞いてきたけれど、検証委員会の認識が違うのではないかとというようなところもあるかもしれません。そういう意味での教育委員会、教育の課題というところは、具体的にはこういったことがある、こういったことがあるということがありますか。

○武井教育長

担当課の子育て支援課のほうからご説明が、報告書のことについてご報告ありましたけれども、今回の事例について、さまざまな専門的な観点から検証がなされ、整理をなされた課題あ

るいは提言でございますので、真摯に受け止めて、私ども教育委員会としてもしっかりそのことを検証あるいは認識を深めるというようなことを、これから進めていかなければならないと考えております。

○川上委員

実は、そういう答弁は期待していないわけですね。これだけの事件なんですよ。だから、先ほどから言っているような検証の仕方でしょう。漏れもあれば、重大な漏れもあれば認識の誤りもあることを浮き彫りにしてきたではないですか。教育の分野で、こうしたことが課題だと明確に記述されているわけでしょう。報道でもされている。このことについて、本当に真摯に受け止めるのであれば、きょうこの場で、このことについてこうだ、このことについてはこうだ、このことについてはこうだと、聞かれなくても言うべきだろうと私は思うわけです。学校教育課のほうで同じ質問をするけれど、具体的な問題について述べるところはないですか。検証委員会の報告を検証するというのもどうかと思うけれど、今後の糧にするという意味合いで。

○学校教育課長

学校教育課といたしましては、この長男に対してのアプローチ等、学校として取り組んできておりますが、そのあたりに関しましてはまだまだ不十分であるということがございます。飯塚市も教職員のための虐待対応ガイドラインというのを平成31年につくっておりますが、それに基づいて学校も対応していただいております。しかし、今回の事案を見まして、もう一度、新たにつくり直して、もっときめ細やかにしていかなないと、ガイドライン載っていることだけやっておけばいいんだと、学校が思わないでいいようなものを作成していきたいということをまず考えております。あと、子どもが直接SOS、助けを求める場合に関しましても、周知の仕方、子どもから自分は虐待を受けているんだということはなかなか言えないことだし、気づかないものです。それを大人がどのようにして見ていくのかというところを、もっと具体的なものにしていかななくてはいけないというのを、今度の検証委員会の反省を見させていただきまして、そう考えているところでございます。

○川上委員

きょうの段階では、まだ真剣に受け止めきれないということかなというふうにも思うわけですね。外部委員の皆さんがそういうふうにするんだらそうなんだろうみたいなふうに思っていないとは思いますが、まさにそのとおりということで深めていくところもあるでしょうけれど、そこはそうじゃないのではないですかと、責任あるところが、やっぱり激しい議論を、やっぱり今するときではないんですかと私は思うんです。

ちょっと少し長くなりましたけれど、検証委員会の報告書を我々がどのように読んだらいいのかと、最高裁の判決が出たわけではないわけでしょう。もうこれ以上のものはないというわけではないということは、もう今わかりました、ずっと聞いて。やっぱり内部検証をしっかりするために外部意見を聞いたという仕組みをつくっているわけですから、内部検証をしっかり進めていく必要があるだろう。私はその際、副市長にも、後ほど見解を聞きたいと思うんだけど、検証の有り様として一つは、2つのことを申し上げたいんですけれど、一つの視点としては、時期的に、どの時期に、どんなことがあったのかというのを、劇的に変化するその時期があるでしょう。この時期に行政が対応できたのかどうか。どうすればよかったのかという指摘が報道でもありますけれど、時系列的な押さえ方です。報告書にはずらっと時系列がありますけれど、これは節目があります。その渦中にあるときは、その節目が見えないけれど、事件が起こった、重大なことが起こった後に振り返ってみて、あのときがこれだったんだということではいかな。そのときに、今がそのときなんだということがわかる力を我々が持たないといけないと思うんですけれど、そういう意味合いでの流れ。それから、もう一つは、個人情報保護、人権を守るということと、我々が真理に接近し、行政がきちんとした仕事をできるという

角度がもう一つです。公務員なんだから、民間企業にも守秘義務とか、もちろんあるわけだけれど、公務員としての個人情報への接近の仕方、管理の仕方、人権の守り方ってあるでしょう。このところを塗り潰して、個人情報ですからもうしゃべれませんとか、あっさり言うけれど、学校教育課が学校給食課にこのことについて教えてくださいと言ったときに、個人情報ですから教えられないとかないでしょう。生活支援課とか市役所の内部なんですよ。にもかかわらず、先ほど言ったように個人情報と言えば調べてなくても平気みたいなことではいかん。特に2点目の今言った個人情報との関係でいうと、枝分かれして3つ、副市長に申し上げたいんだけど、経済的な状態がどういう状況で推移してきたのかというのを丹念に見る必要がある。そのことが、どういう精神的な影響を及ぼしていくのかということも決定的ではないですか。それから2つ目は健康状態です。ここは本当に個人情報の問題が大きいと思うんだけど、病歴ですよ。その家族の。見てわかる病気もあるかもしれないけれど、やっぱり本人を通じて、よく聞かないし本人の了承を得て医療機関から取れることがあるのかな。児相とかだったら取れるのではないかと思いますけれど、そういうこの病歴を適切に把握し、それに合った対応をするという、これは2の2です。2の3は、社会歴です。どういう社会生活を営んできたのかということについて、この家族について、節目、節目で把握すべきときがもっとあったと思うんです。これについて、私の見解なんだけれど、これ自身について、副市長どう考えられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○久世副市長

本委員会の中で、ただいま質問委員のご指摘なりを、私のほうでも拝聴していく中で、今回、本当に大きな課題として自覚いたしましたのは、各担当部、各課なりはそれぞれ、私は一生懸命やっていたと思うんですけども、やはり横の連携が不足していたのではないかと。先ほどのご質問の中でも私、拝聴しておりましたが、例えば学校給食の滞納が始まれば、そこに何らかの原因があるわけなんでしょう。この家庭は、飯塚市に転入したときにそういった問題のある家庭であるということでご紹介を受けている中で、本当は、そういう家庭ならば、みんなが同じ注意力を払って、何か変化があれば、各担当課ごとにこういった情報を共有しながら、各対策なりを図っていくべきだったというふうに思っております。今回、この報告書が出る前に組織側の見直しをするということで、令和4年度の組織の見直しを行っておりますが、さらに最初に子育て支援課長が申しましたけれども、担当部課長以下全員で会議を行いまして、統一したマニュアル等を作成し、これは例えば、この課だけが持っているマニュアルとかいうことではなくて、全部の課が共通のマニュアルの中で、そういった問題ケースについては対応していこうということで確認をとっております。この会合につきましては、先ほど答弁し、今後も行っていきます。定期的な部分、まだ具体的な日程等は決めておりませんが、これについてはやっていきたいというふうに考えております。それと、すみません、後先になりましたが、私も市役所、公務員としましては、個人情報なり人権等がもちろん重要ではございますが、それよりも何よりも、まずやはり命を守ること、これが一番大切であると考えております。そういったことも鑑みながら、今後各問題に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○川上委員

ありがとうございました。一概に否定するつもりもないし、かといって、そうばかり言えない各関係機関、課長、係長、職責のある方々おられます。検証報告書にも書いているけれど、みんな誠心誠意頑張ったと書いているわけですよ。副市長も今、同様のことを言われた。それは、その個人を精神的にも守るという意味では必要な言葉かもしれないけれども、我々がこの事例に向き合って仕事をしているときに、そういうときには、やっぱり行政機関として、議会の責任もあります、として正しく向き合うと。その間には誠心誠意とか、一生懸命とかいうのは、申しわけないけれど脇に置くということがいるのではないのかと。つまり、こちらでわかったことがこちらでわかっていなかったとか言われたんだけど、職責のある者が、行政の

ルールに基づいて、法律に基づいて、ルールに基づいて、職責のある者が職責を果たしたかと。これを、個人を問うわけではなくて、職責を問うことがいるのではないのでしょうか。そして、果たしていたのに、こういう事態になったというのであれば、どこに問題があって、どうしたらいいのか。果たせていないとすれば、なぜ果たせなかったのか。これが果たせていれば、どうだったのかと。やっぱり、この家庭と子どものことを考えれば、それから今、共通の状況に置かれている家庭と子どものことを考えれば、はっきり言って、身内同士でかばうようなというのを、市民から指摘されるような、仮にもあってはならないと。だから、この中にも、例えばこんな大事な仕事を1年ごとに首を切られる職員、一月ごとの職員が責任を負わされているという、この間の飯塚市の定数管理で職員がどんどん減らされていって、全国的ですけど、もう公務員だけではないけれど、非正規にどんどん置き換えられていって、というのは背景がないのかというようなことも含めて考える必要があると思います。

最後に、要保護児童対策協議会について、形骸化との指摘がありますよね。これについては、どういうことをもって、そういうふうに外部検証委員会は言っているのか、ちょっとよくわからないんですよ。きょう、ここでお話を聞かせてもらってもいいですか。

○子育て支援課長

要保護児童連絡協議会につきましては、確かに形骸化という厳しいお言葉をいただいております。その理由といたしましては、実務者会議、部会等の会議体を決めておりますけれども、こちらのほうで、1回の会議当たりの取り扱い件数が約70件というようなケースのときもありまして、そういったときに、一つ一つを丁寧に見ていけたかというようなこと、そういったときに部会としては、このケースのそれぞれの課題、それと支援方針等を確認していく会議なんですけれども、それがきちんとできていたのかという疑問を検証委員のほうから言われておりました。また、個別ケース会議につきましては、今、飯塚市の要保護児童連絡協議会の中には、要綱の中に定めがございません。それにつきましても、個別ケース会議というのが、まず要保護児童を支援していく上で最初に、支援の方針だったりどこが見守りをやっていくとか、そういった細かいことを決める会議でございまして、それに対する開催基準であったり、そういったものがきちんと定められていないのはおかしいのではないかという指摘を受けております。それについても、私たちが反省しなければならないと思っております。

○川上委員

報道で、ここの自治会の会長さんが、この男性とご夫婦というかな、父親と母親それから子どもたちを何とかサポートできないのかということで、いろいろ心だけではないと思うけれど、悩ませておった報道があります。彼が地域に24時間対応できるSOSを受け取ることでできるところがあるのではないかと、相談窓口がと。国のとかはありますよね。だけど、今度のことから自治会長が一番言われているところ、そして報道が一番着目して、世間に、世情に訴えている点は、ここなんだけれど、この要対協との関係で言うと、この間でいえば70件ということだったかもしれないけれど、地域と結びついて、しっかり子と家庭をサポートしようとするところから言えば、やっぱり飯塚市は広過ぎるのではないですか。そして件数も70件。本当は対象にしなければならない家庭と子どももいるのではないかという気もするけれど、そういった点で言えば、私は個人情報のことやら、いろいろあるかもしれないけれども、いろいろ工夫して公民館単位ぐらい、中学校区単位ぐらいの地域と密接な関係でいったほうが、さまざまにサポートできるのではないのかなという気もするんですけど、それはあれですけど。要対協は形骸化しているという指摘は、要対協以外の3人の中から出たものですか。ご自身たち、要対協のメンバーでもある委員が特に言い始めたわけですか。

○子育て支援課長

申しわけございません。どなたがその形骸化という言葉をお使いになったかということは、ちょっと今すぐには覚えておりませんが、この報告書を書くに当たっては、6人の委員

全員が何度も議論を重ねてつくっておりますので、協議会のほうの委員も、この意見について不服があったり、納得していないとか、そういうことはございません。

○川上委員

私は最初から、このメンバーの中に子育て支援課が事務局でいいのか、それから要対協のメンバーが入るとかいうようなことでいいのかとずっと思っていました。形骸化しているという指摘でしょう。もっと掘り下げられなかったのかと、この点について。やっぱり自分自身のこと、真面目に一生懸命考えても、やっぱり自分ではわからないことがあるではないですか。それから同じ委員でも、そこにおられるところでなかなか掘り下げるといのは勇気がいりますよ、はっきり言って。議会とかは相当言えますけどね。そういうメンバーの中では、こっちはチェックするのが仕事だから言えるわけですよ。仕事上、役割分担上、法律に基づいて。だけど役割分担がないんだから。やっぱり、要対協の問題については、要対協がまず内部検証し、そして外部委員に意見を聞くという形をとるなら、それでも成り立つと思うけれど、もっと要対協については掘り下げて、今後の対策という点でいえば、さっき一つは言いましたけれど、メンバーとともにケースの件数を小さくするという角度だけではないけれど、やっぱり地域性を考慮するということはいるのではないかと思います。これは答弁求めません。これについての質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

報告書、ざっと読ませていただきました。まず今回、委員会資料として出されている分に関しては、言われたように事例の経過については外されています。これについては、非常に遺憾に思っています。検証委員会、いろんなところで出されているのですが、その多くは、こういった事例の経過は掲載されています。多くのところは掲載している理由をどう考えるのか、また今回、外した理由について、改めてお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

検証委員会の報告で、事例の経過を載せている自治体がどう考えているのかは、私どもには判断できませんが、今回、飯塚市がこの事例の経過について非公開とした理由の一つは、まず裁判がまだ行われてないということで、そこに対するものもございましたし、大きなものとしては、やはり個人情報の問題、こちらはこの報告書を公表するに当たり、市の顧問弁護士等ともいろいろお話をさせていただいた結果、やはり個人情報に当たるため、非公開とすべきではないかというような結論に達しました。

○江口委員

多分、いろんなところのやつを見たと思われるのですが、ほかのところも見ておられますよね。まず、載っていなかったというのは、どこがございますか。あと逆に載っていたところというのは、何例ぐらいございましたか。

○子育て支援課長

いろんなところの検証の報告書は見ておりますけれども、載っていたところがどこかというような観点では見ていませんので、ちょっとどこかということがお答えできませんけれども、載せていなかったところとしては、野田市。そして福岡県のほうが当初、全て事例の結果を載せた福岡県の検証報告をあげましたけれども、すぐにそちらのほうは問題があるということで、概要版に差しかわっております。今現在は、概要版しか公表されておられませんので、その考えのほうで、飯塚市も考えたところでございます。

○江口委員

県が概要版しかホームページにあげていないのと、それと非公開とするというのは扱いが違うと思うんですよ。こういった検証報告書がきちんと事例の経過が書いてあるというのは、要

は、それを読んだ上で、きちんと読み込まないと、その結果が導かれないからですよ。なおかつ、いろんなところで、こういった部分に関しては公開されているというのは、ある意味、こういった事例を、厳しい事例があったんだ、これを参考に同じようなことが起きてほしくないから公開するわけですよ。ある意味、皆さん方、行政の方もそうですし、いろんな方々がそういった部分を読みながら、読み解きながら二度と起きないように、どうすればいいのか考えるわけです。今回、飯塚市がここの部分を非公開にするならば、そのチャンスをも奪ってしまうかもしれない。県がホームページは載せてはいないんです。ただ多分、情報公開請求があったら出されるでしょう。一旦、もう公開しているんですから。今回、もう委員会資料として出てきていないので質疑もしづらい。現実的には、かなりやっている部分もございますが、ここの部分に関しては、改めて取り扱いに関して、一旦考えてやっていただきたいと思います。

ちょっと、そこで戻るんだけど、顧問弁護士にお話を聞いたという話があったんだけど、これ、検証委員会の中では、この取り扱いについてはどうするという話は全くなかったのですか。

○子育て支援課長

公開用に概要版をつくるかどうかという話はいたしました。またその結果、概要版はつくり、事例の経過のところは省くということで、全委員の皆さんと共通の認識を持ったところでございます。

○江口委員

提出するに当たって、ここの部分は外して——。もう一遍ちょっと詳細を教えてくださいませんか、今のところ。

○子育て支援課長

ホームページ等、不特定多数の方が見られるようなところに公表する場合は、概要版のほうがいいのではないかというような話も委員会の中で出ておりました。そのときには、概要版は必要ないだろうということで、実際、市長に提出したものは当然、全てを書いてあるものを出しておりますが、ホームページに今現在、公表しておりますけれども、こちらについては、やはり不特定多数の方が目にするとところに、個人情報詳しく書かれている事例の経過については省略すべきだ、非公開とすべきであるということで、委員の皆さんとお話をしております。

○江口委員

提出する、それは一番最初、検証に入るときに、入った当初に、そういった申し合わせをしたのか、いつの段階でなんですか。

○子育て支援課長

公開のことについてお話をしたのは、もう最後の終盤の9回目、10回目あたりだったと思います。

○江口委員

委員さんの中でそうやって考えられたのであれば、皆様方がそうやってやってもやむなしかもしれませんが、先ほど言った理由から、再度取り扱いについて考え直すべきだとまず述べておきます。

まず、ちょっと日時的な部分、報告書の順番のような形でお聞きしていきますね。まず福岡というか移管するわけですが、そのときの移管に関しては、こういった形での情報が来ていたのでしょうか。

○子育て支援課長

移管の際は通常も同じなんですけれども、まず要保護世帯が転出する場合には、電話で転出先の自治体のほうに連絡を入れます。で、うちの要保護ケースのこういった世帯の方が、そこに転入していきますので見守りをお願いしますというようなこと。また、その際には、当然、その後の支援について、その家庭に伝えているとか、伝えていないですね、市から連絡をして

いいのかなど、そこは結構重要になりますので、そういったことを全て電話等でまず連絡をしております。その後、文書で、その世帯に関する資料等を前住所地からいただくような流れとなっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:00

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

○江口委員

早期に移管の前はかなり早い時期に、父と2児ですね、長男以外の2児が転入した際、そのぐらいのタイミングで県警のほうから情報が入ってきています。それを見ると、かなりの数の虐待通告があっている。そしてまた保護についても複数回あっているわけですけど、ここについても当然のことながら、移管の中で入ってきていると思うのですが、そのとおりなのかどうか。またあわせて、移管のときに、これこれこういうことなので、こういう条件が必要、こういうことが必要であるといったようなことは、何か来ているのかどうか。ないしこちらの移管を受けた飯塚市ないし田川児相のほうで、こういったことをすべきであるといったようなものはつけ加えられたというか、何か一緒にあったのかどうか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

移管文書のほうには、文書のほうに、今後考えられる支援ということで、こういったところを気をつけていただきたいというようなことが、文書のほうでも述べられておりますが、それを当然、電話で文書が届く前にお話を聞いているときには聞いております。一時保護と通告の件につきましても、何回というような書き方ではございませんけれども、前居住地でのケース記録のほうを送ってきておられますので、そちらのほうで状況はわかるようになっております。

○江口委員

虐待の通告があったわけですね。早期の部分、県警からの情報に関しては、長男に対する部分であるというふうな形になっているんだけど、これは加害しているのはどちらなのか。あと、支援をこんなふうにしたらというのがついていると言ったんだけど、その部分に関しては、どういったものなのかお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

児相が聞いている情報につきましては、県警から児相のほうにあった報告を、市のほうに教えていただいているだけです。その通告の回数等は聞いておりますけれども内容は聞いておりません。移管文書のほうについては、父から第一子に対する暴力、また面前DV、そういったことについての記載はあります。また、暴言があるとか、養育能力の件、金銭管理の件、そういったところの心配があるので、引き続き飯塚市でも支援をお願いしますというような文書でございます。

○江口委員

一時保護されているのが保護解除になるわけですね。ものの本とかを見ているとよく出てくるのが、一時保護を解除するときには、これこれこういうことをしなさい、これこれこういうことをしなさいとか、やるんだよという、例えば、幾つかの死亡事件の報道の中でも、こういったことを言っていたんだけど、こうやって守ってなかったとかいう報道とかありますよね。こういった条件をつけていたんだとかね。そういったものは今回はなくて、支援を、一般的な支援をしてくださいねというだけだったのでしょいか。

○子育て支援課長

そういった一時保護の解除につきましては、児相から児相へのお話はあっているかもしれませんが、飯塚市としては転入として、要保護世帯の要保護児童の転入ということで受け

入れておりますので、そういった条件はつけられておりません。

○江口委員

では児相から児相なので、田川児相には条件がついているかもしれないけれど、飯塚に関しては、そういった形ではないと。ただ、田川児相についている条件については共有できていたのかどうか。できていたのであれば、どういったものだったのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

田川児相のほうから引き取りの条件等については伝聞で聞いております。例えば病院の受診、暴力を振るわない、関係機関の訪問はちゃんと受けるなどといったようなことでございます。

○江口委員

病院の受診、暴力は振るわない、関係機関の訪問は受ける。病院の受診については、例えば定期的にとかはあったりするのかどうか。あと、暴力を振るわないと言うんだけど、それは誰に対してなのでしょうか、父に対して、母に対して、両方に対して。

○子育て支援課長

今回は父の暴力で一時保護されておりましたので、父に対する暴力は振るわないという条件だと考えます。また、病院については、月1回の定期受診を継続することということでは言われておったようです。

○江口委員

これが守られているかどうかは、市のほうはつかんでおられたか、つかんでおられてないのか、いかがですか。

○子育て支援課長

病院の受診につきましては、父親から、今度病院に行くとかそういった話は聞いておりますけれど、確認までは飯塚市のほうでは行っておりません。暴力については、飯塚のほうではそういった通告、また、その件での警察沙汰等はありませんので、確認というか、あっておりませんということです。また、関係機関の訪問はキャンセル等をするのはございましたが、全く受け入れないというわけではなく、本当にキャンセルで日にちを変えたり、そういったことで、また連絡はずっと言われていますけれども、この家庭とはずっと連絡がとり合えておりましたので、こちらについても、飯塚市のほうも支援が行われていたと考えております。

○江口委員

病院の受診はメインは田川児相だから、田川児相はきちんと確認していたかどうかかもしれませんけれど、その部分に関して、田川児相さんにちゃんと確認がとれていますかとかいうことまでの確認はしてないというふうな理解でいいですか。

○子育て支援課長

行っておりません。

○江口委員

暴力については、飯塚のほうではなかったというお話だったんだけど、見ている限りではあったような記載もありませんでしたかね。ちょっとそこら辺、どうだろうと思ったりしています。次にいきます。移管になってすぐにスクールソーシャルワーカーよりケース会議を開きたいとの連絡があったというふうなことなんですけれど、これが私はちょっと違和感があったんですね。なぜスクールソーシャルワーカーのほうからのケース会議というお話になったのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

こちらが先ほど答弁いたしました要対協のほうの課題の一つで、個別ケース会議について、子育て支援課、要対協の調整機関である子育て支援課が、本来であれば調整すべきところだったんですけれども、現実には要保護のお子さん、学校に行かれていた方が多いということで、学校でケース会議を行うことが多く、その流れで転入されてきたときに、学校は学校で引き継

ぎがあってございましたけれども、いろいろと課題が多いということで、学校のほうから個別ケース会議を行ってほしいということで、そういった流れで行われたものでございます。

○江口委員

たしか、後のほうでケース会議がよろしくないというのがあったりするんですけど、本当に先ほど、川上委員の話の中で誠心誠意というお話があったんですけど、それを横に置いてというお話がございました。本当にそのとおりだと思うんです。やるべきことをきちんとやっていたかどうかですよ。

経緯を見ていると、頻回な電話があったりはするんです。当初、この事件が出たときに新聞報道であったのが、飯塚市としてはかなりきちんと連絡をとっていたと。たしか100回以上とかいうふうな形が出ていたかと思うのですが、そうなんだと思って、これ数えたんです。100はないですよ。私の数えた限りでは、家庭児童相談室と当事者、父もしくは母が連絡をとる、もしくはお会いされるというのは、数えた限りでは35回だったんですね。正しいかどうかかわからないですよ、ざっとしかチェックしなかったので、間違っているかもしれないんですけど、役所に来られたりとか訪問したりとかというのが20回弱、私のカウントでは18回。父や母から家庭児童相談室への電話が13回。片一方で、家庭児童相談室から父もしくは母への電話が4回なんです。あと、かなり電話をかけられる方なんですよ。母というよりも父のほうね。その電話のかけ先は、家庭児童相談室だけではなくて、田川の児相であったりとか学校であったりします。非常に回数が多いんですけど、片一方で経過を読んでいく中では、話がつじつまが合わないところが幾つかあるんです。その辺りについては、どのような見立てであったのか。市としては、この家庭をどのように見立てていたのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

最初の100回の件ですけれども、申しわけありません、こちらの事例の経過のほうには全ての電話のあったものを記載しているわけではなく、本当にただ例えば母がちょっと相談の電話、こういったことがあったというような電話もありましたので、そういったものを全部含めたら100回程度になったのではないかと思いますけれども、すみません、その当時の件数をカウントしたものが、今手元にはございませんので、その辺で、この事例の経過だけでは100にはなっていないというような状況だと考えます。またこの世帯については、おっしゃるとおりつじつまが合わない、先ほど川上委員のほうから指摘を受けましたけれども、こちらのほうはうちの家庭児童相談室がずっとケース記録というものをとっておりますので、そちらの記録から抜粋したもの、また若干、他の機関からの情報提供であったものも記載はしておりますけれども、基本的にうちのケース記録のほうから抜粋しておりますので、表現の仕方というか、書き方にも問題があるのかと思いますけれども、ただ、この家庭については、父と母がそれぞれ異なることを言ってくる。同じ夫婦げんかであっても当然、父と母の言い分が全く違う、そういったことはありましたので、そういうご家庭という言い方がどうかと思いますけれども、そういう認識で、うちの相談員は話を受けていたところでございます。

○江口委員

何か後のほうに、父親のSOSをという話を書いてあるんですけど、父親のSOSなのか、ではなくて、父親が自分がやっていることがばれないように、うそをつく人は多弁になると思いますよね。そういったケースではないかなと思うんですよ。うそがばれないように、あれしてこれして、児相にも電話する、家児相にも電話する、学校にも電話するってね。そんな気がすごくするんです。

第2章にいけます。第2章で支援について、子育て支援課の組織体制のことが書いてあります。ここに非常に厳しいことが書いてあるんですね。市の重篤な案件や対応件数の増加により市の負担が多くなっている状況において、会計年度任用職員である家庭児童相談員による状況

判断に依存していた。マンパワーや業務効率的に厳しい面があり、組織的取り組みを發揮せず、上同等のチェック体制も不十分であったとあります。そもそも虐待の通告とかがあったときに、それからはどういった流れで、事務作業というか、それに対する対応がなされるのか、まずご紹介いただけますか。

○子育て支援課長

虐待の通告があった場合、飯塚市の場合ですけれども、家庭児童相談員が通告を受け、その状況を確認に行き、個別ケース会議に出席し、その記録をとるということで、特に当時は、そのケース記録を数カ月まとめたものを回覧し、上司がチェックするというような体制でございました。ここに書かれていることにつきましては、そういった体制についての指摘であるというふうに考えております。会計年度任用職員に確かに、家庭児童相談員でございますけれども、こちらにつきましては、当然、相談員としての資格等ある方を雇用しておりますけれども、ここについても、上司に対する相談体制がきちんとできていなかったということについては、真摯に受け止めなくてはならない事実だというふうに考えております。

○江口委員

正しい手続だったらどうなりますか。

○子育て支援課長

要保護児童の場合は、まず最初に通告があった後に、受理会議というものをを行うようになっております。そちらのほうで、この家庭を要保護として見るのか、それとも通告に情報提供はたくさんございますので、その中で要保護世帯として支援を行うかどうか、受理会議を行って決定していくというような流れが正式というか、国の厚労省等が定めております要対協の流れとしては、まず最初は受理会議で決定するということになると思います。

○江口委員

要保護に限らず全ての通告とか相談を含めて、一旦受理会議を行って、これを要保護とするかどうか、要支援とするかどうかを決定して、それからどうしようねという形ですよね。誰が担当する、どこが担当するのか、主担当機関がどこで、主な支援機関をどこがどうするのかというふうな形になるわけですよね。その受理会議については、今までは行われていなかったということでもよろしいですか。

○子育て支援課長

行っておりませんでした。

○江口委員

そうすると、これをどうするか、このケースを要保護にするのか、要支援にするのか、単なる相談で済ませるか、これ誤報だったで済ませるか、ここに関しては、どなたが判断していたのでしょうか。

○子育て支援課長

当時は、家庭児童相談員が複数名で協議をして、当然、担当の正規職員は同じ机におりますので、そういったところでケースの支援の方法を決めた上で、その結果を、係長、課長補佐、課長へと確認のための情報を上げてくるというような流れになっておりました。

○江口委員

では、それぞれ1件、かかってきますよね。そして調査をする、そして決定をして、ある意味、子育て支援課の責任者という課長になりますよね。課長のところに来るまでに、おおよそどの程度かかっていたということですか。先ほど、数カ月まとめてというお話があったんですけど、いかがですか。

○子育て支援課長

報告の度合いについては、ケースによって異なりますけれども、今回のケースで言えば、4月に転入した最初の、課長がケースのその後の流れを最初に確認をしたのは、7月上旬にな

っております。また、すみません、要保護児童としての取り扱いなんですけれども、先ほど家庭児童相談員が相談をすると申しあげましたけれど、そのときに、本来であれば子育て支援課がきちんと対応しなければならなかったものだと考えておりますけれども、実際のところは、要保護児童とするかどうかの話の中には、田川の児相との相談があっている状況で、その中で、当然、要対協に上げるような子どもは田川児相とも連携をとっていきますので、児相との話はあっておりました。ですので、それは職員が児相に相談をして決めていたというような状況でございます。

○江口委員

ごめんなさい、家庭児童相談員さんは当時6名程度、どのぐらいでしたかね。おられた方全員で会議をやっていたのか、それとも、そのうちの一部でやっておられたのか、そこら辺はどうなりますか。あと、その結果については、きちんと記録が残って、それが回覧されてくるのかどうか。あとアセスメントシートであるとか、そういったところもきちんとくつついて、記録としてできておられるのかどうか、そこら辺はいかがですか。

○子育て支援課長

家庭児童相談員、主に虐待と母子父子の関係で5人の相談員、支援員がおりますけれども、通常、そのお話をするのはその5人で常に共通の認識を持って対応しているところでございます。ただ、これは会議というよりも、もうその場でこういうケースがあったというような報告で、それについては地区割りをしておりますので、その中で、誰が担当というような形で振り分けているというふうに聞いております。また、その際、転入のときは当然アセスメントシートは、転入当時つくったものを、先ほど申しあげました記録を上司に回すときには、アセスメントシートを転入時にはつけております。その記録の回覧については、家庭児童相談員全員が見たものになっております。

○江口委員

課長のところには回覧で来るというふうな形だったのですが、家庭児童相談室に関しては、会計年度任用職員ばかりでありますけれども、係としては正職員がおられますよね。係長が正職員であります。この方々がこういうふうにすべきだとか、そういった指示を出すことがあるのかどうか。また、家庭児童相談員が協議する場に一緒におられたのかどうか。またその調査するときとかに一緒に行かれたりしていたのかどうか、そのあたりはいかがですか。

○子育て支援課長

すみません、先ほどの5人で共有しておりましたといった点ですけれども、家庭児童相談員、赤ちゃんすくすく訪問員まで入れると全員で8名になりますけれども、この支援の経過記録については8人全員で回覧をしております。訂正いたします。担当の係ですけれども、重たいケースがあった場合などは一緒に個別ケース会議に、うちの家庭相談員と一緒に正規の職員、担当職員になりますけど、一緒に参加することもあっているというふうに聞いております。

○江口委員

ごめんなさい、今8人で回覧するという話だったんですが、どうするという協議をするのは、その方々という話ですよ。8人全員で協議をするか、毎回全てのケースに8人全員で協議されていたのかどうかということに関してはいかがですか。

○子育て支援課長

協議は主に5人で行っております。相談員と母子父子支援員と、相談員の5人。ケースによっては保健師の1人が加わることがありますけれども、その5人から6人で協議、すみません、それと正規職員の担当者までは含めたところで、まずどのようにするのかというような判断については、席にはそのメンバーがそろったところで決めていくというふうに考えております。その後のケース記録の回覧については、家庭児童相談員全員が確認をしているような状況でございます。

○江口委員

あともう一点、係であったり、係長が、こうやってやってくれと指示することはあったのかどうか、いかがですか。

○子育て支援課長

申しわけございません、当時、そういう指示を出していたかどうか確認がとれませんけれども、今現在は、相談員が判断に迷うような場合は、受理会議は現在もちょっときちんとした形で行われておりませんが、判断を迷うようなケースまたは支援の仕方について相談があるときには、必ず、私を含めて課長、係長、課長補佐、担当と家児相の担当者とも協議をして、今現在は、私の指示によって最終的に決定をして支援をしているような状況でございます。

○江口委員

そのときはできていなかったんだけど、今は受理会議はきちんとできているというふうな形でいいですか。それは、読んでいると遅滞なくというか、要は速やかにやるというふうな形で、虐待対応の手引きとかでは書いてあるんだけど、そこはできているということでもいいですか。

○子育て支援課長

全てのケースで受理会議は、今現在も、実際のところはできておりません。今、説明していただいたのは、深刻なケースであったり、家庭児童相談員が判断に迷うケースについては、随時、お話を聞かせていただいて、方向を決めているというような形で、そのほかは受理会議は、週1回の受理会議が本来であれば必要であると思えますけれども、今現在は、週1回ではちょっとできかねている状態で、今現在、月に1回家児相会議というものを行うようにして、そちらのほうで受理会議とはちょっと異なりますけれども、こういったケースがあるというようなことで報告を受けるような形をとらせていただいております。

○江口委員

何か、受理会議は少しでも早く小まめにやったほうがいいと思うんですよね。そうしないと対応が遅れるわけでしょう。それだけ、月1回とすると、下手すると28日、30日遅れるわけですよ。その30日分、数も積み上がるわけですよ。使う時間は一緒ではないのかと思うんです。小まめにやったほうがいいと思いますよ。

読みながら、厳しいなと思ってはいるのですが、学校、教育委員会に関する2章の(2)といったやつがございます。先ほどスクールソーシャルワーカーがケース会議を呼びかけたというところがあったんですけど、あのケース会議はスクールソーシャルワーカーないし学校側としては、この要対協のケース会議という認識で呼びかけたのかどうか。そしてまた、ケース会議の人選、誰に来ていただくというやつ、ないし進行、そこら辺に関してはどうなされていたのか、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

虐待関係の児童転入に関する個別ケース検討会議であることは認識しておりましたけれど、要保護児童連絡協議会のケースの会議だとは認識しておりません。あと、学校に所属しておりますスクールソーシャルワーカーがコーディネートしておりまして、人選もそのスクールソーシャルワーカーが行っております。進行に関しましては、このスクールソーシャルワーカーが行っております。

○江口委員

そうなんでしょうね。だから、その学校の会議という、先ほど虐待の会議ではあるんだけど、要対協の会議という認識がなかったんだというお話ね。本当にそのとおりのことだろうと思うんです。だから人選も学校側でやるし、進行もやるし、ここに書いてあるように会議録を作成していなかったというのが、ここもここに書いてあるんですよ。だけど、これは要対協のケース会議、個別ケース検討会議であるべきですよ。福祉サイドはいかがですか。

○子育て支援課長

個別ケース会議については、先ほども一度お答えしたと思いますけれども、指摘でありますように、本来であれば子育て支援課が要対協の調整機関として行わなければならないものなんですけれども、どうしても子どもさんが要保護のお子さんが学校に属していることが多いために、学校のほうから会議を行いたい、この情報共有等を行いたいという話が出て、それを個別ケース会議として取り扱っていたというような流れになっておりました。これについては、今後見直すこととしております。

○江口委員

そのとき、福祉サイドがその場に行くときには、行っているのは要対協の会議だよなと思って行っているわけでしょう。この学校のケース会議について、以前お話をして、いやこれはきちんと個別ケース検討会議なので、これをベースにきちんとやるべきだというお話をして、今回はスクールソーシャルワーカーが進行したという話ですけど、以前よくお聞きしていたのは、校長がやっているケースが多かったりしたんですね。校長とか教頭とか、管理職の方がやっているケースが多かったんだけど、ところが、校長にしても教頭にしても、虐待の対応のプロではないわけですよ。ケース検討会議の回し方というのを御存じであるわけではないし、何をやらなくてはいけないかというのを存じておられるわけではない。だからそれは、これはこういうふうな形なので、ちゃんと子育て支援課がやってくれという話をして、一時期、それは子育て支援課のほうで進行をやっていますという話を聞いていたんですけど、いつの間にか元に戻っているのかなという印象を受けておりました。

次、21ページにある要保護児童連絡協議会、要対協なのですが、書いてあるように形骸化しています。開催基準もあやふやだし、検討会議についても、そういった厳しい状況であると思っています。実際に個別ケース検討会議は、どの程度実施されていたのでしょうか。

○子育て支援課長

報告書の後半に年次報告書をつけておりますけれど、そちらの8ページのほうにケース会議の回数を載せておりますが、令和2年度で31回、令和元年度は50回行われております。

○江口委員

令和2年度31回、令和元年度50回ですよ。それぞれのケースを考えると、個別ケース検討会議をやっていないケースが半分以上あるという理解でいいのかなと思うんですよ。なおかつ年に一遍しかやってないことすらあり得るわけですね。今回も1回しかあってないんです。なおかつ学校主導で行われた。ある意味、福祉サイドは、自分たちがやらなくてはいけなかった部分に、お客様で参加しているわけですよ。個別ケース検討会議は何をやる場所ですか。

○子育て支援課長

国が示す例で申し上げますと、関係機関が対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断、また、ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定などをする場というふうに考えております。

○江口委員

虐待対応の手引きでは、今2つお話しなされたんですけど、もっとありますよね。全てご紹介いただけますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:49

再 開 14:59

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

個別ケース会議の役割といたしましては、先ほど申し上げました関係機関が対応している虐待事例についての危険度や緊急度の判断、要保護児童の状況の把握や問題点の確認、支援の経

過報告及びその評価、新たな情報の共有、支援方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有、ケースの主担当機関と主たる支援機関の決定、実際の支援、支援方法、支援スケジュール等の検討、次回会議の確認、以上のようなところでございます。

○江口委員

今のは、要対協の設置運営指針のほうですよ。子どもの虐待対応の手引きによるとあともう少し、あと2項目あるんだけど、おおよそ同様の形なんです。ここの進め方で、ここではアからケまであるんだけど、この下にこのようにあります。上記により各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース会議で決定した事項については必ず記録し、その内容を関係機関等で共有することが重要であるとあるんですよ。先ほどの設置指針、令和2年度のやつですよ。その前も多分そんなに変わらないと思うんだけど、この対応の手引きは、これ平成25年ですよ。議員提出議案で「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」をつくったときは、既にこの状況でした。そのとき、市側が何と言われたかという、十分にやれていますと、要対協もきっちり機能していますと、そういう話があったんです。けれども、今お話を聞くと記録はとっていないし、主担当機関であるとか、主な支援機関も決定していない。次回会議の日程とかも決めていない。なおかつ進行は学校側だと。学校と福祉サイドでのケース会議に関する認識の違いもあるわけです。本当に悔しいけれど、惨たんたる状況だと思います。あのとき私どもは、要保護児童対策協議会について、当初提案した条例案では、一章立てて、メンバーの拡大を図り、そして検証委員会を立て、さらに地域部会ができる仕組みを入れていました。だけど、そのときに行政側が言われたのは、屋上屋を重ねるので、地域部会なんかいらんよという話だった。要対協できちんとやっているんだというお話だったんです。でも先ほど、川上委員の話があったように、地域できちんと見守りの目をふやしていくことが大切だからこそ、あのとき、みんなで守るといふ条例をつくったんです。あのときの問題意識は行政とか関係機関、ある意味プロの皆様方で子どもを守れる時代ではなくなった。地域丸ごとで支えないといけない。だからこそ、子育て支援団体であるとか、私ども議会も、要対協の中にプレーヤーとしてきちんと入っていこうというふうな形で提案をさせていただいていました。あのとき僕らがもっと頑張らなくて、あの状況で原案の形でやれていたら、もしかしたら違った形になっていたかもしれない。これは提案した4人のほうでも悔しく思っている点でもあります。職責を果たすという話がありました。そのとおりなんです。誠心誠意やるのはもちろんなんですけど、何をやらなくてはいけないのかをきちんと共有をして、それをちゃんとやっていく。やれない体制があるんだしたら、それをきちんと要求する。それができない限りは、また起こりかねない。コロナでやっぱり厳しい状況が続いています。家庭も厳しいし、保護者も厳しいし、子どもも厳しい。子どもの自殺もふえています。どうやって支えるのか。

もう少しこの報告書を見ていきたいのですが、次に、関係機関との連携というところがございます。子育て支援課と市の関係機関、学校・教育委員会に対しては、長男の1月からの出欠状況について学校からの連絡はなく、子育て支援課が欠席の状況を把握したのは、父から聞き取りを行った児童相談所からの情報提供によるものであったと。欠席が続いた場合に、児童相談所もしくは家庭児童相談室へ連絡するという基本事項の周知徹底ができていなかったとありました。飯塚市教育委員会がつくったガイドラインを読みました。残念ながら、そのガイドラインに何日欠席が続いたら連絡するんだという、ここで言う基本事項の基本が書かれていないんです。この点は、今はどういうふうな形でやっておられるのか、お聞かせください。

○学校教育課長

飯塚市の教師のための虐待対応ガイドラインの中には記載しておりませんが、平成31年2月28日付の中等教育局局長等の通知によりまして、緊急時の対応としまして、「学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、

休日が7日以上続いた場合、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村に情報提供すること」とあります。それに従って、学校のほうも取り組みを指導しておるところでございます。

○江口委員

ガイドラインには書いていないんだけど、文科省のマニュアルでは7日となっているので、それについては各学校ないし各教員については徹底できていたのかどうか、いかがですか。教員皆さん方が、7日続いたらこれは連絡するんだという、ちゃんと頭に入っていたのかどうか。

○学校教育課長

7日以内ということは、もちろん頭に入っておりますが、学校としましては7日と限らず、2日連絡がとれない場合は、必ず家のほうに連絡するし、とれない場合は家庭訪問という形で、各学校取り組んでおります。

○江口委員

現実に学校として動いているのは、もっと早い時期、今、2日、3日と言っておられましたかね。とするならば、多分その時点で子育て支援課のほうにも連絡がいくようになっていると、多分もっといいだろうなと思います。そこについては改善が必要なのかなと思います。また、その点についてはシステムの部分で、後でお話をさせていただきます。

3章で再発防止に向けた提言とあります。ある程度、かなり書かれているのかなと思うのですが、人員配置が適切であるかの検討を市は行っていないであるとか、縦割りによる非効率な人材の運用にも問題がある。そういった中で、今後の組織体制を検討されたいとして、数点あがっています。子育て支援課について、専門職が必要だよと書いてあるわけですが、昨年末に、社会福祉士と精神保健福祉士、ずっとこれソーシャルワークができる人間を入れるべきだと、もう数年来、言ってきたのがやっと公募が始まったなど非常にうれしく思っていたわけなのですが、この点について、どのような状況にあるのか。拠点設置というのを一番当初に来年度から拠点ができてという話がございましたよね。それとあわせて、人材確保がどのようになされているのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援政策課長

今、まず任期付職員のお話をいただきましたが、1月23日に採用試験を行っております。合格発表が近々あるというふうには人事課のほうから聞いておまして、応募が3名いらっしゃいまして、そのうち2名が常勤の任期付職員で採用させていただくような形になるかと思っています。拠点につきましては、それ以外にも新たに職員の配置を考えております。その2名にあわせて虐待対応専門員といたしまして、非常勤の会計年度任用職員を1名、非常勤特別職で心理担当支援員と弁護士をそれぞれ1名、計5名を増員で配置する予定で考えております。

○江口委員

それぞれの方々、フルタイムというふうな形なのでしょうか。そのあたりどうなりますか。

○子育て支援政策課長

任期付職員、子ども家庭支援員として配置いたします社会福祉士の資格を有する任期付職員につきましては、常勤で2名の配置を考えております。また、虐待対応専門員につきましては、会計年度任用職員で非常勤の会計年度任用職員を1名で考えています。あとは非常勤特別職で心理担当支援員を考えておまして、こちらは非常勤特別職ということで、週2回来ていただくような形で考えています。また弁護士につきましては、週1回、市のほうに来ていただくという形で考えております。

○江口委員

かなり専門職が分厚くなったということは、これは感謝申し上げます。今お話があった社会福祉士、この2名は常勤だということですね。心理は非常勤だけど週2回勤務、弁護士は週1回勤務という話だったので、もう一方の会計年度の児童虐待専門員、こちらに関しては非常

勤だけれど、週どのぐらいになっていますか。

○子育て支援政策課長

非常勤の会計年度任用職員につきましては、月17日勤務で配置をする予定といたしております。

○江口委員

このアについては、かなりの充実が図られると思っております。これについては感謝申し上げます。この採用される社会福祉士の方は、虐待の対応の経験のあるお方ですか。

○子育て支援政策課長

私のほうで履歴書を見させていただきましたが、応募されている3名の方は皆さん虐待対応で勤務された経験はございませんが、施設なり、それ以外のところで社会福祉士としての経験があるという形で、採用のほうをいたしたいと思っております。

○江口委員

わかりました。経験がある方のほうがよかったとは思いますが、それでもソーシャルワークがきちんとできる方が、ちゃんとしていただけたということは、歓迎すべきことだと思います。次のイのデスクワークの効率化・省力化についてというようなところなのですが、情報共有のシステム化については、以前から何度もお話をしていました。予算がついたのが、国とのシステムですよ。先ほど久世副市長の話の中で、変化があれば対策をきちんと打つてという話がありました。それを打つためにも、変化をきちんと捉えることが必要です。そうすると、さっきの欠席の話ではないんだけど、これが本当に毎日毎日、今日欠席というのが、システム上でわかると対策がとりやすいわけです。以前からご紹介しているのが、南丹市とかが入れているシステムです。非常に簡単にやれることで、各学校、保育園とかから直接、きょう休みですというやつがポツ入れられると。そうすると、関係するところでは、例えば、LINE WORKSとかLINEとかだったらお知らせみたいなやつがピッと出ていますよね。あれと同じように、簡単に見られるところと、そしてなおかつ、そこをクリックしたらその方、その子どもに対する詳細な部分が出てくるとか、そういった部分があったりするんです。そこについては、ある企業がそれこそ続いた虐待死亡事例を見て、情報共有が児相ではファックスで行われているというのがどうなんだ。メーリングリストでやりますと国が言ったら、いやいや勘弁してくれよと。メーリングリストの時代じゃないよと。うちのやつ使っているからどうぞと言って、5年間の無償でやっている部分なんですけれど、言っているように、それではなくて全然いいんです。それではなくても全然いいんだけど、この拠点がスタートするまでに、そのシステム化、そういった部分の情報共有がきちんとできるような仕組みをつくっていただきたい。その南丹市のシステムに関しては、お話ししましたように、2年前ぐらいに私は見に行きました。そして見に行く前にも、子育て支援課、当時の課長、担当者に、今度行ってくるんだけど、何か聞いてほしいことありますかとお聞きして、その質問を預かって、戻ってきてその質問に対してお返しをしている。なおかつ、また拠点病院にそのシステム会社の方が来られて、その紹介があったときに、子育て支援課の方も来て、見ておられる。そこじゃなくていいです。どれでもいいんだけど、使いやすく、日常的に現場の方々が情報共有できる仕組みを拠点のスタートまでにやっていただきたいと、この前も、その前からずっと言っているんだけど、これについては、どのようになりますか。

○子育て支援課長

情報共有に関しましては、提言のほうにIT化についても提言なされております。これに関しましては、質問委員がおっしゃるように、何度もご紹介もいただいておりますけれども、情報を共有する機関として、教育機関、保育機関、あと児童相談所、また虐待防止拠点病院などが考えられるかと思っておりますけれども、今現在、各学校、各小中学校には、最大で7名、平均2、3名程度の要対協の対象児童がおられます。こちらの平均2、3名程度の子どもさんたちに対

して、このシステム、もちろんシステム自体は有効なんだと思いますけれども、費用対効果を考えた場合、また、その2、3名の子どもさんたちの情報というだけで、パソコンに入力するだけでいいのか、直接状況を話して情報共有するほうがいいのか、そういった問題もあるかと思えます。実際に公立保育所では十分に連携が、今現在でもとれている状況でございますので、そういったところも含めたところで、再度、今後検討を行っていきたいというふうに考えております。また、拠点病院のほうともお話をさせていただいておりますけれども、そのときについても、そういった情報があるといいけれども、リアルタイムで必ずいるのかということについては、そこまでは求めていないというような、これは非公式でお話ししている分ですので、きちんとした回答をいただいているわけではないのですけれども、こういったシステムづくり、それがIT化に限らず連携をするための、こういった方法があるのかというのは、もう少し検討が必要というふうに考えております。

○江口委員

いつまでにやるんですか。いつまでにやりますか、システム化。検討、検討と言っているけど、ずっと検討なんですよ。期限を切って、いつまでに、どれでもいいですよ、候補を上げて、まずはそれを見る。その中でこういった機能が必要なのか検討する。いつまでに財源確保も含めて検討した上で結論を出す。もう本当、大概で決めませんか。

○子育て支援課長

今現在、情報共有のシステムとして、飯塚市健康カルテというシステムで、母子保健係と子育て支援課が使っておりますけれども、今現在、こちらのシステムを児童虐待の情報を集める、一元的に集めるような形でシステム改修を行っております。このシステム改修が終わりますと、これが先ほど質問委員が言われたように国と連携した児童相談所とつながるデータになりますので、こちらのほうを利用して、まず健康カルテの改修を今年度中に終わらせて、来年度から使っていきたいと考えておりますので、そのほかの機関との情報共有につきましては、先ほども申し上げましたが、欠席の状況だけの確認のためにシステムが必要なのかどうかということから検討が必要だと思いますので、まずは健康カルテを使うことで拠点の中で、その後のこういった連携が必要になるかということを検討したいと考えております。

○江口委員

欠席の状況の確認のためだけにというお話をしているわけではないんですよ、当然のことながらね。その欠席の状況に関しても、今回のケース、小学校と片一方は保育施設でしょう。これが両方とも休みであったりとか、わかったら1日でも「あれ」、1日でも「なんで一緒なの」と思いますよね。それが複数になってくると、なおかつ「えっ」ですよ。じゃあすぐに確認しに行くことができる。その背景の確認もできる。どれだけ危機感がないんだという話ですよ。副市長、いかがですか。

○久世副市長

今回のこの報告書の提出を受けた後に、私のほうで各部課長を集めて協議をいたしたところでございます。やはり横の、いわゆる情報共有、情報連携が不十分であったということが確認できましたので、その情報の共有の仕方について、これも質問委員のほうから、さきの閉会中の委員会でもシステムの導入についてご提案をいただいていたところなのですが、そういったことも検討をしているのかということ聞いております。この提言の中にもありましたけれど、やはり非常に厳しいマンパワーの中で、現場が苦勞しているということがあれば、こういったシステムを導入することによって、そういった部分でのいわゆる負担を軽減することも必要だろうと思ひまして、私のほうからもそれは課題として現在、投げかけているところでございます。時間を切ってしまうということで、以前からご提案をいただいておりますので、またこういった報告書が出ている状況ではございますが、とにかく早急に検討し、答えを出していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○江口委員

早急というのは、多分1年以内だと思うんですね。もう2年過ぎているんだからねと思うんです。今、福祉サイドがやっている、市のほうで検討されているのは、市内部での情報共有であると思うんですね。では、その市内部だけで十分なのかということです。

次に行きます。次にエで、「多様な相談内容に対応していくために、相談体制の在り方を見直し、相談員の資質向上とともに、マニュアル作成やスーパーバイザーの育成・配置など体制整備を行うべきである」とあります。ここのスーパーバイザーの育成・配置、まさにこれが必要なんだと思うんですね。多分というか、やっぱりプロが必要なんですよ。そのときに、社会福祉士に来ていただくのは非常にありがたいんだけど、虐待の経験がないのであれば、なおさらのことスーパーバイザーをどんな形なのかかわからないけれど、非常勤の週一でもいいかもしれないけれど、まずはそこでお願いをして、ちゃんと相談ができる形で、いやちょっとここを気をつけておかなくはいけないよとか、一緒に行きながら、こうやって交渉するんだよ、お話しするんだよとかいうのは、実地でしていただくことがすごく必要ですし、有効だろうなと思うわけですが、ここについては、どのようにお考えですか。

○子育て支援課長

スーパーバイザーにつきましては、必要性は感じているところでございます。今後、拠点を設置いたしますので、その中で、またどういった位置づけでお願いをするのか等も含めまして検討したいと思っております。

○江口委員

何か、伝わってこないんですね。取りあえずやってみます、それから考えますと言われていたような気がして仕方がないんだけど。本当に危機感があるんだとしたら、もうこうやって書いていただいたんだから、チャンスだと。ぜひつけてくださいと人事課にねじ込むぐらいの勢いがあっていいと思うんですよ。部長、いかがですか。

○福祉部長

スーパーバイザーですが、以前も児童相談所のほうに、適任者はいらっしゃいませんかと、そのとき聞いただけですので、もう少し深く掘り下げて探せと言われてればそのとおりかもしれませんが、その時点では候補者がおりませんでした。このスーパーバイザーというのは、係長職が一番望ましいと思っております。私どもの生活支援課等にも、このような経験者がたくさんおりますので、内部のほうでスーパーバイザーを育てていく、資格をしっかりとらせていくというような方法もまたあるかと思っております。そのようなことも考えながら、スーパーバイザーをつくっていききたい。必ずいるものだとも私たちが認識しておりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

○江口委員

育成も結構だと思うんです。育成も結構だと思うんだけど、せっかくこうやってスタートするわけですよ。この非常に大きな十字架を背負ってスタートするわけでしょう。そのときに、ちゃんと指し示していただける虐待の経験豊富な方、児相に相談するのも一つかもしれないけれど、その児相も一つじゃなくていいわけだし、いろんなところにご紹介いただけないかといって、ご紹介いただいた中で、ぜひこの方と思った方をお願いすると。やり方を考えないと思います。

次に3の要対協についてお聞きいたします。要対協の見直しについては、どのようになされますか。

○子育て支援課長

要対協については、先ほどから体制に不備があるということを認識しております。昨日2月3日、代表者会議を行い、今後、体制づくり、要綱の改正を含めたところで取り組もうというところで予定しておりましたが、コロナの関係で、今現在、昨日の代表者会議は延期としてお

ります。しかしながら、今年度中にまず代表者会議を行い、今回の提言を受けたところをお話をして、抜本的に体制から全て見直して、当然、先ほどから課題となっております個別ケース会議の件も含めまして、きちんとした体制を整えていきたいと考えております。ですので代表者会議を、今年度中に行い、その中で賛同いただければ、作業部会をつくった上で、来年度の早い時期に新しい飯塚市要保護児童連絡協議会を立ち上げたいというふうに考えております。

○江口委員

抜本的な見直しをやってください。もう要保護児童連絡協議会というのをやめましょうよ、連絡する機関じゃないんだから。本当に名は体をあらわすではないんだけど、情報共有だけをして、支援体制を決めずにやっていたら、もう本当、今と同じですよ。内部で検討する、要対協の内部でやるのもいいかもしれないんだけど、片一方で外部からの意見もしっかり聞いていただきたいんです。改めて、私どもが提案した、もともとの条例の要対協の章を、しっかりと読み込んでいただきたい。私どもはあのとき言っていたのは、今の要対協では、どうしてもまだ規模的に小さいと。もっともっと分厚くする必要があるというお話をさせていただきました。ここにも書いてありますよね。オで、設置・運営指針通知では、機関、法人だけではなくボランティアや法人格を持たないボランティア団体など、個人を対象とした参加も重要であると示されており、考慮される必要があるわけですよ。またDVの問題については、配偶者暴力相談支援センターなどの機関との連携も必要である。考えたら、もっともっと例えば、学童をやっている青少健さん、入っていないですよ。社会福祉協議会さん、入っていないですよ。虐待ケースでよくあるのは、歯がボロボロ、歯科医師さん、入っていないですよ。そういったところの幾つかに虐待に関して市のほうから何かお願いがあったりしましたかというお話を聞いたことがあります。いや、何もないということがお返事で非常に残念に思ったことがあります。ぜひ、本当にもっと多くの方々を一緒に入れていただきたい。その点はいかがですか。

○子育て支援課長

先ほども申し上げましたとおり、抜本的にということはそういった組織の構成団体も含めたところで、あとまた会議の名前ですね、先ほどおっしゃったように連絡協議会という名前はというお話もありましたけれども、要対協としてふさわしい名前を含めたところで検討していきたいと考えております。

○江口委員

そうやって検討して内部で固まったら、決定する前に私ども議会にもお知らせいただいて、意見を求めていただきたいと思いますが、いかがですか。

○子育て支援課長

今のご意見は、代表者会議のほうに諮らせていただいて、その方向で進めたいと考えます。

○江口委員

ぜひ、本当に分厚い、地域丸ごと入っているという要対協になって、子どもをしっかり支えられるようになることを期待したいと思います。その中で、今でもやれることが幾つかあって、ちょっとやり始めた事業をお聞きしたいのですが、ちょっとこの報告書から外れます。報告書ではないところですね。支援対象児童等見守り強化事業、昨年末の12月議会で予算が通過して、スタートしていると思うわけですが、改めてこの支援対象児童等見守り強化事業、どういった形でやるのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援政策課長

この事業につきましては、主任児童委員さんに支援対象児童等の家庭を訪問していただきまして、飲食物等を提供することで、少しでも門戸を開放してもらい、子ども等の状況の把握等を行いやすくし、見守り等の強化につなげていく事業でございます。

○江口委員

具体的に、こういったご家庭に、どのぐらいの数の、こういったご家庭に対して、どういっ

た形で何をお届けして、どの程度の期間でやるのかお聞かせいただけますか。

○子育て支援政策課長

対象となる世帯につきましては、まずは、市から主任児童委員さんをお願いをしている世帯につきまして、要保護児童、要支援児童、特定妊婦のご家庭について、主任児童委員さんのほうをお願いをしているところでございます。また、各地域、主任児童委員さんたちが地域で活動されている中で、気になる世帯等がございましたら、この事業に乗せていただきまして、支援が必要な家庭という形で、この事業にも乗せていくという形で今のところは考えております。何を持って行くかというところですが、生活必需品という形で飲食物等を持って行っていただいて、気軽にその対象家庭のほうに接していただくような形で考えております。頻度といたしましては、月1回を想定いたしております。

○江口委員

厚労省の補助金の上限からすると、非常に小さい金額が今回予算として組まれたんだけど、3月までだからということだと思うのですけれど、何家庭くらいを想定しているのかが1点。まず、そこからいきましょうか。

○子育て支援政策課長

この事業につきましては、1月から開始をいたしております。まず主任児童委員さんをお願いする事業でございまして、この事業は、初めて行う事業でもございますので、主任児童委員さんの負担も考えまして、最初につきましては、各地区2世帯以内で、まずお願いしているところでございます。ただし、地区によっては対象世帯がないとかそういったいろんな、もろもろの状況がございまして、スタート時点ではまだ9世帯という形での開始をいたしております。今後、主任児童委員さん等の意見も聞きながら件数等をふやしていきたいというふうに考えております。

○江口委員

ももとの想定は、要保護児童世帯の92世帯を想定していたのではなかったでしたかね。何か、総務委員会では、そのぐらいの数のお話しをされたと記憶しているのですが。

○子育て支援政策課長

予算要求の段階におきましては、一月当たりで105件という形で見積もりをしておりました。その中で、要保護児童、要支援児童につきましては、件数としては全部ではなく30件程度で考えておまして、特定妊婦さんにつきましては44件だったかと思うのですけれど、あと各地区から上がってくる件数という形で、30件程度での予算の見積もりとして上げておりました。ただ、先ほども言いましたように、初めてする事業でございまして、なおかつ対象世帯につきましては、いろんな事情のあるご家庭もございまして、必ずしも全部の世帯に回れるかという話ではないというふうに認識しておりますので、まずは行けるところからで、件数を絞って行っていただいているという形でございます。

○江口委員

要保護児童世帯が、令和3年9月30日現在で92世帯あるんです。要支援児童が17世帯、特定妊婦が51世帯、養育支援は対象ではないとすると、92と17と51ですよ、160ぐらいか。そのうち105世帯が対象だというふうなところでスタートするという中で、105世帯の予算組みではあったんだけど、現実には今は9世帯しか配っていない。2月、3月、もう2月なんだけれど、3月の時点で何世帯まで伸びるつもりですか。

○子育て支援政策課長

予算を見積もりする上では、この一月当たり105件という形の見積もりをしておりましたが、主任児童委員さん等に、この事業の説明会等をする中で、やはり不安が大きいという形の意見等もいろいろいただきましたので、事業開始時点では先ほども言いましたように、多くても各地区2世帯以内でまずやってみていただいて、その後、いろいろ意見を聞きながら、件数を

ふやしていくという形で、主任児童委員さんたちのお話をさせていただいているところでございます。

○江口委員

その不安の声というのは、どういった声ですか。

○子育て支援政策課長

対象世帯につきましては、いろいろな状況のご家庭もございます。必ずこういった、実際、主任児童委員さんたちはボランティアでされていますので、資格等もございません。その状況によって対応できるような資格を持たれている方が訪問できるような世帯につきましては、就任児童委員さんに、そこに関しては訪問のほうは外していただいております。ボランティアの主任児童委員さんは無資格でやられていますので、そういった方でも対応可能という形のところからまず行っていただける形で今、考えております。

○江口委員

資格がないから不安、この事業に資格は必要なんですか。いや何が不安なのか教えていただけますか。不安なり、不満なりね。不安もあるし、不満もあるんだと思うのですが、そこをちょっと教えていただけますか。ちょっとというか、しっかり教えてください。

○子育て支援政策課長

主任児童委員さんたちの会議の中で話が出ていたのは、対象世代につきましては、どうしても精神的に不安定な世帯もいらっしゃいますし、それ以外でもちょっと訪問しづらい、ちょっとそういったところもあるというふうにご意見のほうではあがっておりました。その中で、対象世帯についてはまず、そういったところ、不安のあるところを除いた形で、まず今回、スタートするときにはその部分の訪問しやすいついというか、できるところからまず始めて、これが慣れてくると、少しずつ件数をふやしていくという形で考えているところでございます。

○江口委員

今選んだ9世帯は、どのような形で選んだのですか。

○子育て支援政策課長

こちらは、私どもの課ではちょっと直接の相談員とかがいませんので、子育て支援課の家庭児童相談室の職員と、健幸保健課の母子保健係の保健師等に確認いたしまして、抽出のほうをさせていただいているところでございます。

○江口委員

先方に、そこに最初に行くときは、どうやって行くんでしょうか。主任児童委員なんですけれど、これ持って来たのでと、どうやってアプローチするんですか。

○子育て支援政策課長

まず1月に入りまして、申請に主任児童委員さんにそれぞれ来ていただきまして、その対象世帯の相談を受けている家庭児童相談室の相談員さんや保健師さん等と、まずそこで顔合わせをしていただいて、その場で対象世帯に連絡をとって予約をとりまして、1回目につきましては、市の職員と主任児童委員さんと同行して、まず訪問するという形をとっております。2回目以降につきましては、そのときに、次回の予約をとって、それ以降は主任児童委員さんと地域のほうで活動という形をお願いしているところでございます。ただ今回、コロナの関係で、ちょっとなかなかちょっと行けないというか、予約が取れないという形にはなっておりますが、状況が好転しましたら、また活動してもらおうというふうを考えております。

○江口委員

これ、最初に行くときは、最初、家児相さんなり、保健センターの方が行って予約をとるといっただけけれど、どういうふうにお話しをされるんですか。持って行きたいと思うんだけどいいかな。持ってあなたのところに、持って来る予定なんだけれど、いつがいいですかとお聞きするんですか。

○子育て支援政策課長

まず、主任児童委員さんの活動というのは、市民の皆様、知られてない方が結構いらっしゃると思いますので、そういった地域で活動されている、相談しやすい地域のボランティアでやっている主任児童委員さんという方がいらっしゃるのので、一度会って話してみませんかという形で、職員のほうから電話をしていただいて、そこでちょっとお話しして、何か相談とかしやすくなるのなら、という形で予約をとって行く形にしております。

○江口委員

最初は持って行くよではなくて、主任児童委員さんとお話をしてみませんかというところのことですか。でも、今回選んだ9家庭は、訪問しづらかったりとか精神不安定ではないところなわけでしょう。もともと、それって普通に主任児童委員さんが日常的にやっておられるところではなかったりするかなと思ったりするんだけど。片一方で、そのときに、持って行くわけですよね。食材だったりとかを。これ何という話になるかと思うんだけど。1回目やってどんな感じだったのでしょうか。

○子育て支援政策課長

最初に訪問したときに、次からその地域で活動されている方が、月1回、いろいろ相談ができるよという形で、そのときに何かそういった飲食物等について、何か、もし要望があればという形で聞いていただいているような状況でございます。

○江口委員

何か忙しい保健センターと家庭児童相談員さんに、さらに負荷がかかる仕組みなんですね。もともと、この支援対象児童等見守り強化事業は、そうやって主任児童委員とかがやるというのはありかもしれないんだけど、どちらかという民間の団体がやるというのが、ほとんどですよね。そして、そういった部分を、ぜひ公募でやっていただきたい。これもきよねんの2月ぐらいに、この話をしてやっているのので、今は10分の10の補助だよ。ぜひ早急にやらないかと話したら、早期に検討したいということで、副市長がお答えになったんだけど、残念ながら予算化というのがずっと遅れてきた。早期に公募でやるべきだという話をしたんだけど、それも公募しないという話になって、12月議会では主任児童委員に配ってもらうんだという話があった。そのときに、主任児童委員、おかしいなと思ってはいたんだけど、公募しないという話が出て、「えっ」と思ったんだけど、要保護児童対策協議会で、代表者会議できちんと協議をしてくれという話をしたんですけど、それについては、これはお話しされましたか。もうスタートしているんだけど。

○子育て支援政策課長

この事業につきましては、その間にちょっと代表者会議がございましたので、先ほど、子育て支援課長が話していた代表者会議を開催した際には、報告のほうをさせていただこうかと思っております。

○江口委員

私は報告を求めたのではなくて、その場できちんと協議をして、それが妥当かどうかきちんと話をしていただきたいと言って、そんな方向でやるという形ではなかったのですかね。百歩譲って、主任児童委員でやるのもなしとは思いません。なんだけど、片一方でこの補助事業は来年度から制度が変わるんですよ。今年度は10分の10なんです。国が10分の10の補助金を出して、かなり1団体800万円、900万円の補助上限額があるのですが、来年度からは、これが国の負担が3分の2になってしまうんです。厚労省に確認しました。追加申請、まだ受け付けますという話をしています。ぜひ、民間団体の公募枠を早急につくっていただきたい。出てきた提案を見て、これだめだなと思ったら、もうやらない。これいけるとしたらスタートするというような形でやっていただきたいと思うんです。厚労省は、予算措置をしていなくても大丈夫だよ。予算措置していなくても、補助申請して構わないというふうな形で、

通知も昨年7月には出しています。10分の10の間で、まだ2カ月弱あるので、そうすると、その間で、例えば車を買ったりとかはできませんけれど、事務所を借りて、その家賃の2月分、3月分はやれる。片一方に必要な備品ではないけど、そういったものの購入とかも可能なんです。そうすると、来年度続けていくときに、やりやすい形になったりします。民間の力というのであれば、ぜひこの部分、市の財布が痛むわけではないわけですよね。やっていただきたいと思うわけですが、部長いかがですか。

○福祉部長

確かに質問委員が言われますように、しっかりとした実績やそのスキルを持っているそのような資格に足るNPO団体、民間団体が担っていくということが、また一つの手段であるとも私たちも思っています。しかしながら本来、地域などでそのような手段、支援を行っていただく役割を担っていただいている方々も実際にはおられます。その方々に対しまして、行政として十分にお手伝いできない部分もあるのではないかと、今、現実にお手伝いできていない部分があるのではないかと考えております。現実には、主任児童委員さんも各家庭を訪問するときに、なかなか手ぶらでは行きにくいとか、そういう声も聞こえておりました。そういうことから、何か一つ手土産でも持っていけば、地域の取っかかり、そういうふうになるのではないかというような形で、この事業を始めたわけでございます。また幾重にも網の目を重ねるように子どもたちを見守っていくこと、これが子どもを守っていくことというのは十分私たちも承知しております。まずは第1層の見守りというのを地域にお願いしたい。そのためにも主任児童委員の皆さんにお力をお借りしたというような形でございます。また、私たちも地域で子どもを守るというような機運を醸成させていくのも、私たちの責務ではないかと、そのようにも考えております。また子どもたちのSOS、これも地域が一番見つけやすい、見出しやすいのではないかと。そして、地域が一層目の網がしっかりかかりましたら、そのときはまた、民間団体等のお力をお借りしながら、そういう支援に、またご協力をいただきたいというふうに考えております。

○江口委員

今の話は、主任児童委員がかっちり決まってから、普及できてから、それからほかの団体を考えるという話ですか。それとも、大切なので同時並行も考えますよという話ですか。どちらでしょうか。

○福祉部長

現状では主任児童委員さんたちをお願いしていったって、その様子をしっかり見守りたいというふうに考えております。

○江口委員

副市長も一緒ですか。市長がいないので、副市長しかいませんが。

○久世副市長

この話につきましては、質問委員のほうからプロポーザルにかけてくれと、民間に任せたいほうがいいと、引き受けられる業者がいるというご提案をいただいたところでございます。それを受けて、何度も内部で検討したところではございますが、ただいま福祉部長が答弁いたしましたように、まずは、その方向で飯塚市としてはこの事業について取り組んでいくということで、現状考えておりますので、福祉部長の答弁のとおりでございます。

○江口委員

こうやって民間の頑張ろうという機運が消えていくわけです。協働と言いながら、果たしてそれがいいのかどうか、改めて考えていただきたいと思います。非常にながかりしています。片一方では、怒りも感じています。もともとこの話、子ども宅食という話でお話をさせていただいて、当初2回、一般質問をして、そのときの市長の答えは、私は市がやってはどうかっていう話をしたら、いや市はやりません、民間がやるんだったらお手伝いしますとお答えさ

れたわけです。今回、支援対象見守り強化事業等、子ども宅食で使える、非常に親和性の高い予算ができた。ある意味、その子ども宅食をやっている団体が厚労省とかけ合って、これを制度化したようなものです。子ども宅食だったりとか、子ども食堂とかと合わせたような制度にしたわけです。せっかくそれができたので、できたからぜひこれを使ってやっていただきたい。そうすると予算的にも市の手出しはなくていいし、なおさら、その後の財源も心配だからと言うので、そうしたらその部分はふるさと納税でやったらいかがですかという話もした。片一方で、民間団体のほうがしっかりと基盤を整備し、最初の補助金で基盤を整備をして、その後は、ある意味、地域のほうからの力でやる、住民もできるかもしれない。そう思っていたら、何の何の、市は、民間が頑張るチャンスを潰して、主任児童委員でやっていただきます。主任児童委員にしてみれば、こんな仕事がふえるんですかという話もお聞きします。ある方から聞いたのは、これを持って行って、何でうちに来ると言われたらどう答えるんですかと。お話聞いたら、105家庭の予定が9家庭ですよ。そもそもの厚労省が狙っている分と全く違う。厚労省が狙っているのは、見えない部分、隠れている貧困、隠れている虐待を、隠れている、困っている保護者、子どもを見つけるために、民間の力を借りたいなんです。だから最初にスタートした文京区では、子ども宅食でスタートしましたがけれど、就学援助の家庭にこの制度のご案内のチラシを渡します。これは行政がやります。こうやって子ども宅食と言って、月に一遍というか、定期的に食材を届けてくれるところがあるんだ、ここに応募しようと思った方は、それを見て、ご自分で応募をします。電話することがあるかもしれないし、多くの場合は、LINEだそうです。QRコードを読んでLINEにつながって、そこで申し込みをする。そうすると、それを受け取るのは行政区ではなくて、そこは団体なんです。団体のほうは支援していただいている企業とかは、また文京区がふるさと納税で集めたお金を使って、食材を用意して、文京区では運送会社がお持ちいたします。そうすると、困っている家庭が、その困っている姿が見えずに、食材を手に入れることができる。子ども食堂だと、どうしてもあそこに行っているのという話になる、片一方では。そうやって隠れた部分を支えようと。そして、そのつながりの中で、LINEでつながるので、こういった支援がありますよとか情報を提供する。そうやって顔見知りになることで、また、こんなことに困っているんだけどという相談を受けることができる。そういった事業ですよ。まさに協働の事業なんだけれど、その協働を、ある意味、市がチャンスを潰しているのかなと思って、非常に残念でなりません。

最後にもう一件。このコロナの状況の中で、オミクロンの中で、保育園の休園であるとか、登園自粛という話があります。このときに、やっぱり休園になったら、もちろん行けないんだけど、何とかこうやってふえてきていますので、登園自粛していただだけませんかというお願いがあって、休園を自主的に選ぶご家庭もあります。ただそういったところに対して、今、何も支援がないのも現実なんです。一番最初の緊急事態宣言のときを思い出してください。あのとき、休園になった、自主休園された方々に対して、保育料の返還がありましたよね。最近持ち込まれた相談で、せめて保育料の返還があったら、せめて半分でも保育料の返還があったら、まだうれしいんだけれどとあったんです。その点、これは例えば、コロナ関係の国からの補助金を使って単費でやる、それを使って財源として単独事業としてやっても構わないと思います。これだけ厳しい方に対するというか、しわ寄せがいつているところ、多くの場合は女性ですよ。お母さんです。そこに対する支援として、私は非常に有効であるし、それをするので、そうやってあるんだったら、何とか頑張って、家で子どもを見ようと言っただけの方がふえると、保育園も楽になるんです。これをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○子育て支援課長

今現在、保育料の還付を行う条件といたしましては、保育施設にコロナの感染者が出た場合の登園自粛の対象になられたお子様、濃厚接触者に該当すると思われるお子様については、当然、還付をしております。また今年の9月からなんですけれども、緊急事態宣言中に登園自粛

に協力をしていただいたご家庭については、これは以前は行っておりませんでしたけれども、今現在は緊急事態宣言中の登園自粛したご家庭については、協力であっても自主的に協力した方について還付するというような取り組みに変更しております。今現在、オミクロンに変わってきて、すごく感染力が高いということで、また状況が変わっておりますので、今のところは緊急事態宣言ではございませんので登園自粛した方についての還付は行っておりませんが、こちらについては検討が必要であるというふうに考えております。

○江口委員

ぜひ検討して、早く市民の方々が喜ぶ結果を出していただきたいとお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:05

再 開 16:15

委員会を再開いたします。執行部より答弁を修正したい旨の申し出がっております。

○学校教育課長

失礼します。先ほど就学支援の件につきまして説明しておりました内容が一部間違っておりましたので、説明をさせていただきます。転校をされたときに、就学援助につきまして、その説明書類の配布は、お母さんのほうに直接渡したということが、ちょっと先ほどほら確認がとれましたのでご報告したいと思います。どうもすみませんでした。

○川上委員

さっきから何時間もたっていないのだけど、なぜその修正、その前の答弁が間違いだったというのは、なぜわかったのですか。

○学校教育課長

昨日の夜に学校のほうに連絡したら、事務員が帰宅しておりまして、きょうの朝連絡したのですが、そのときに事務員が、本年度の人事異動でかわっておりまして、かわった事務員に尋ねたという形になっておりまして、その方がちょっとわかっていない状態であったと。渡していないという表現だったのですが、その後、確認をもう一度とっていただきまして、先ほど、教育委員会のほうに連絡が入ったという次第でございます。

○委員長

次に、「ICT教育について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

「ICT教育について」説明をさせていただきます。今回は、ICT教育推進の取り組みと通信状況につきまして、資料を提出させていただきます。

それでは、資料1ページをお願いします。まず、「ICT教育推進の取り組みについて」でございますが、令和2年9月に個別最適な学びを推進する組織体制づくりとして「ICT推進委員会」を発足いたしました。誰一人取り残すことなく、公正で個別最適な学びを実現するため、各学年や各教科におけるICTの活用によって充実するモデル学習例の作成・活用を通して、各小中学校の全児童生徒にスムーズに学習用タブレット端末を導入できるようにすることを目的としています。今年度の委員会は委員が8名、事務局5名の13名で、委員は大学教授等が2名、教職員6名となっております。また、協議・活動内容は、委員の大学の先生より、個別最適な学びに関する授業のあり方について指導助言をしていただき、学習用タブレット端

末を活用した授業のあり方について協議し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けたICTの活用のあり方と授業実践例について内容の検討や協議を行っております。

次に、「ICT教育推進モデル校事業」でございますが、前回11月の福祉文教員会において、「教育実践をまとめて、成果や課題を明らかにしていくようにしたらどうか」とのご意見をいただきました。そのご意見に関連する事業になりますが、令和2年度から「ICT教育推進モデル校事業」を実施しております。ICTを活用した児童生徒の実態や学習状況の分析等を行い、各教科・領域等における資質・能力の効果的な育成に資する教育活動のあり方を究明することを目的としまして、小学校2校、中学校1校をモデル校に指定しております。モデル校の実施内容は、学習用タブレット端末を活用した学習形態や学習評価等の教育効果を検証し、指導方法や活用方法の開発等に取り組み、その成果と課題の発表等になります。資料2ページ目をお願いします。モデル校事業の期間は令和2年度から4年度までで、段階ごとに目標を設定し、教員及び児童生徒の操作スキルに応じた活用を進めています。今年度は、事業の第2段階になりますが、資料に記載の3項目の例を目標として、学習活動での効果的な活用の研究を行い、昨年10月と11月にモデル校の公開授業を実施し、各学校の管理職や校内研修担当者が参観いたしました。

資料3ページ目をお願いします。③は、モデル校事業の実施における基本的な考え方になります。モデル校はこの基本的な考え方を念頭に、事業に取り組んでおります。なお現在、各学校でのICT活用の実践をとりまとめ、実践事例集を作成しているところでございます。

次に研修体制でございますが、市教育委員会主催の研修会として、情報教育担当者研修会を年2回、校内研修担当者を対象としたICT活用方法教育研修を年3回実施しております。また、福岡県教育委員会が主催する研修会としまして、ICT活用基礎研修、ICT活用研修中核教員対象研修、情報モラルや規範意識等の道徳教育研究協議会、ICT支援リーダー研修、ICT活用管理職対象研修などがあり、担当教員が参加して指導力の向上やICTの知識習得に努めております。その担当教員がリーダーとなり、校内研修等でツールの活用方法や授業での活用等を広め、学校全体のスキルアップを図っております。

次に資料4ページ目をお願いいたします。前回の委員会において、児童生徒が使用します学習用タブレット端末は外部データセンターではなく、直接インターネットに接続する方式に変更したことをご報告させていただきました。その際に、変更後の通信環境に問題がないかのご質問に対し、現在、調査中のため、次回の委員会でお答えすると述べさせていただきました。資料は、外部データセンターの通信量を比較したグラフで、黄色がネットワーク変更前の4月から6月分で、青色が変更後の10月から12月分になります。上の①のグラフは通信量の最大値を比較したもので、下の②のグラフは通信量の平均値を比較したものでございますが、どちらも変更後は通信量が減少しています。ネットワーク変更後に、先生方や児童生徒が端末を使用している時に、通信に問題や不具合が生じた場合はすぐに報告していただくよう学校へ依頼しておりますが、特に報告はなく、支障なく使用できていると確認をしております。なお、通信速度については、通信量等では判断できず、実際に使用してみないとわからないため、引き続き通信状況の調査検証を行い、通信環境の安定化を図ってまいりたいと考えております。

なお、学校より、コロナの影響で学校に来ることができない児童生徒には、学習用タブレット端末によるオンライン朝の会やオンライン学習等を実施しているとの報告も受けております。また、不登校児童生徒につきましても、学習用タブレットを用いてコミュニケーションを図ったり、タブレットドリルの課題に取り組みさせるなどの学習支援を行っております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○江口委員

先ほど最後に、学校に来られない児童生徒については、オンライン等の活用をしているというお話がございました。今こうやって、家族内感染であったりとか学校感染がふえ、特に敏感になっているのが受験生であると思います。その受験生に関しては、こういったときに、登校せずに自宅でオンラインでやることも可能である。その場合は欠席扱いとはならないという理解でよろしいですか。

○学校教育課長

議員のおっしゃるとおりです。出席停止という形で、出席日数から省きまして、省いて授業日数をカウントしているようにしています。

○江口委員

それについては、皆さん方にきちんとお伝えしていただいていますか。

○学校教育課長

この件につきましては幾度か、プリント等を配布しながら、学校に伝えまして保護者にも伝えております。

○江口委員

やっぱりそこが不安なんだという声を以前聞いたことがありますものですから、ありがとうございました。

接続状況が非常に好転したというのは非常にうれしい状況だと思います。あともう一個ちょっと気になっているのが、タブレットが壊れたりしたときにどうなるかというやつなんですけれど、持ち帰り途中とかで落としちゃったとか、授業のとき落としちゃったとかあったりするかと思うのですが、そうやって壊れたときにはどうなるのか。保護者の負担になるのか、それとも学校のほうで負担していただけるのか。また、あとそれがどのぐらいのスピードでというのか、壊れて1週間、これが使えないという形になったりするのか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。

○学校教育課長

破損、修理等に関しましては現在のところ、市の負担で行っております。現在、タブレット端末を配布いたしまして、破損またタッチペンというのがついておりますので、それを紛失したものを含めると70件ほどになります。その内訳としましては、パソコンの画面割れが30件、キーボードの破損が13件、タッチペン等の紛失等が27件となっております。機種の子機としましては、現在、小学校で10台、中学校で10台で、20台準備をしております。

○江口委員

そうやって予備機があるので、壊れたとしてみてもすぐかわりを子どもたちに渡して使ってもらっているということですね。そこで壊れることに関して、一遍言ったことがあると思うんですけど、ケースを保護者が用意しなくてはいけないのか、学校が用意しなくてはいけないのか、そもそもケースがいないのか。これやっぱりもう、今度4月になるわけです、あと2カ月もすると。そうすると、今、小学校6年生が使っている分が返されて、1年生に回るわけですね。中学校も同じで、3年生が使っているのが新1年生に回ると思うんですけど、そのときに入ってきたから、自分でケース買ってやってねとなるのか、一部の学校は学校で負担して配ったという話を聞きました。ただここに関しては、市として、市の教育の一環としてこれを使いますとやっているものですから、そこに関してはどうやってやるのかは、統一すべきだと思うんですね。一部の学校はタオルで巻いて持って帰らなさいと言って、だったんですね。そのタオルからスポッと落ちちゃったという話を聞いたりするんですけど、いらんかったら、いらんでいいと思うんです。これを、4月までの間に結論を出して、どうするんだというやつを、各学校に通知いただきたいと思うのですが、いかがですか。

○学校教育課長

学習用タブレット端末は整備の際に、使用するとき、また持ち帰るときのルールづくりというのを行っております。その学校のルールに基づいて運用をしてもらいたいと考えております。学校によっては、今質問議員がおっしゃいましたように、PTAの予算で買っている学校もございしますが、基本的に学校では児童用のタブレットは、充電保管庫に保管するようになっておりまして、そこから取り出しを行います。新一年生に関しましては、まずタブレットに慣れることからスタートですので、最初から持ち帰るということはありませんけど、今現在のところでは、委員会としては統一したケースを準備することは今のところ考えておりません。

○江口委員

準備しないならそれもありだと思っただけど、そうすると使わなくていいよと。ケースとかタオルとかやなくていいよというのを言ってあげてほしいんです。

○学校教育課長

先ほど申しましたルールの中には、ランドセルや普通かばんにきちんと入れて持って帰ること、家に持って帰るまでランドセルや通学かばんから取り出さないことということにしておりますので、タオルにくるんだりとかそういうことはなしに、きちんとかばんの中に入れてもらうよう指導もしますし、また通知等もまた保護者に伝えていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

モデル校、推進校の設定の問題なんですね。私はかなり慎重であるべきではないかと考えています。時間が気になるので、結論的なことから聞いているわけですが、まず学校現場で今何が起きているかという、新型コロナウイルス感染対策、これをめぐって、さまざまな、先ほどから審査しているような虐待問題も含めて、課題が大きくなってきているわけですね。そして、それに加える形と言ってもいいと思うけれども、もともとは5カ年で、年度ごとの研究実施状況、成果も踏まえて暫時やっていくということだったのが、コロナのこともということになっていますけれど、一気にやるということで、どういうよさとどういうまずさが出るかよくわからないという状況の中で、一気に今、やっているわけですね。こうした中で、前回のときにはモデル校、推進校というふうに言われましたね、あのとき。推進校の設定によって、子どもたちとそれから現場の教師のところに過度な負担がかかることによって、それぞれが苦しむということと同時に、学校教育の学力だけではなく、学力も含むけれど、だけではない教育実践課題に将来及ぶのではないかとという角度で聞いたところ、それは働き方改革とも絡むということで、武井教育長からは、間違ってもそういうことがないようにするというふうに言われました。それで、それがそうであるために、どういったことを考えておるのかということをお聞きしたいんですよ。それでまず幸袋小学校と幸袋中学校は、小中一貫校ですよ。この2校と、上穂波小学校を合わせて3校、推進校、モデル校に選定したんだけど、この3校を選定した理由についてお尋ねしていなかったんで、今、お聞きします。

○学校教育課長

推進校に関しましては、校長会等で説明をいたしまして、希望する学校から選出させていただきました。その中で、各学校はどのような取り組み方を、今後推進していきたいかということから、幸袋小中一貫校、それと上穂波小学校という形で選出をさせていただきました。

○川上委員

うちはぜひモデル校になりたい、推進校になりたいという学校は、手が挙がったわけですね。どこが挙がりましたか。

○学校教育課長

そのほかに手を挙げた学校ですかね。今現在、それを持っていませんが、用意しておりませんが、だいたい半数の学校、小中学校が手を挙げて、うちの学校だったらこのような使い

方をしたいという形で挙がっておりました。正式な数はちょっと今、説明できませんけれど、すみません。

○川上委員

小中一貫校も2校と数えて半数ですか。答弁してください。

○学校教育課長

小中一貫校のところは、小中一貫両方の校長先生と話し合ってもらって手を挙げてもらったという形になっております。

○川上委員

それほどの手が挙がったと。モデル校をこの3校にしたのは、どういう基準でこの3校を設定したわけですか。

○学校教育課長

各学校、いろんなアイデアを凝らしながら手を挙げていただきましたが、一番大きなところは授業実践の中で、子どもの思考・判断力を育むためにどのような使い方ができるのかということ、あとはコロナ禍の中で子どもたちが家でもタブレットで授業ができるようなシステムを考えていこうと、そういう学校を基準にして選ばせていただきました。

○川上委員

それは、実は推進校にならなくても、そういうことができるようになるわけではないのですか。

○学校教育課長

質問委員がおっしゃる内容もそのとおりだと思います。その中で、私たち教育委員会のほうで話し合っただけで決めさせていただいたという形になります。

○川上委員

要するに、判断の基準はそこにはないということなんですね。皆、同じだから。この3校をモデルあるいは推進校に3校を選んだ理由は、今答弁されなかったでしょう。別に理由があるわけね。どういう理由ですか。

○教育部長

3校を今課長が申しました基準で選びましたのは、3校がリーダー的存在となって、ほかの学校を引っ張っていただけてという判断をしたからでございます。

○川上委員

だから、そこを聞いているわけですよ。どういうことなのかと。小中一貫ということで着目するんだったら、全校小中一貫だからね。本市の場合は、施設一体型というふうに言っても、ほかにもあるわけでしょう。ですからほかの学校の校長からも、なぜうちではなくて、この3校なんですかと聞かれないですか。聞かなくてもいいんですけど、私が聞いている。

○学校教育課長

まず、さまざまな学校でアイデアを振り絞って、手を挙げていただきましたが、特にICTに専門に取り組まれてあるというか、研修を積まれてある先生方の学校に、今回は3校にさせていただきました。

○川上委員

わからないよね、今の答弁でも。だから、例えば、クラスの人数が少ないところが多い学校ですとかね。私は現場で、少人数学級35人以下学級でくるんだけど、ICTという不慣れなことを今からやろうというときですから、このことだけを学校はやるわけではないから。教育課題がいっぱいあるわけですから。そういった点で言えば、せめて子どもの人数が少ない学校を選んだとか、何か、例えばですよ、私だったらそう思うんだけど、そういうことが何かあるのではないかと。何かこう決裁したんだから、決裁の理屈、理由があるでしょう。

○学校教育課長

ご説明仕方、申しわけございませんでしたが、一つは小中一貫校という考えも、教育委員会としてございましたし、地域的にも少し離れた学校でもという考えもございます。そういうのを含めまして選出させていただきました。

○川上委員

もう理由がないということやね。推進校になったら、どういったいいことが学校現場、先生たちと子どもたちに起こるんですか。

○学校教育課長

タブレットが4月には全ての学校に入るようになりましたが、推進校には早めにパソコン導入することができましたので、どこよりも先にまず生徒に配布していただいて活用することで、各学校がその研究として進めたいことを、取り組むことを先にしてもらって、その3校が3つのグループに分けて、あと各学校を配置していますので、自分の実践校がやったことを、そこに伝えていくというような形の方法をとりながら進めてまいりました。

○川上委員

タブレットが先行して、ほかの学校に先行して受け取れるということがあるわけですね。それだけ。困ったことと思われるのは、そのように競争の中で選ばれる。そこにICT教育の目標が持たせられる。あるいは持つ。目標への接近の度合いは絶えず管理される。成果を追い続けなければならない。そしてモデル事業とか考えているかもわかりませんが、市長とか教育長とか、毎日来るんだったら、極度の緊張と負担がありますよね。そして、研究成果をまとめるという仕事が求められるでしょう。これまでのモデル校設定、教育研究発表、新学力観とかいって、いろいろやってきたと思うけれど、大変だったじゃないですか。先生たちの中で、左手に困難抱えた子を抱えて、右手にもう1人抱えて、そして3人目を抱きかかえるように、自分は一緒に沈没というか、沈んでいくというような苦しみというのは、比喩的に言われてきたではないですか。今回のICT教育が、さまざまな教育課題をコロナ禍のもとで抱えて、抱えざるを得ないような状況の中で、目標を持って、今言ったようなことになっていけば、この学校の現場の教師と子どもたちは苦しみが増大しかねないというふうに思うわけです。だから一概に推進校をつくるなというふうには思いませんけれど、どういう条件の中で選んだのか、そして今後、教育長が決意表明したでしょう。間違ってもと言った。そうしたことが起こらないようにするためには、幾つかの条件を考えておく必要があると思います。一つは、少人数学級を先行させることではないですか。かつて、颯田は合併前には25人を目安にして、もう20人前後でやったことがあるじゃないですか。そういったこと。それから目標を持つことが、どの子も伸びるとかそういうような目標はいいけれど、数値目標を要求していくと現場の教師と子どもたちはそれに追いかけて、間違った方向で負担を、不当な負担を抱えることになりかねないということで、キーワードとしては、少人数学級と数値目標を持たないということが大事ではないかなというふうに思っていますけれど、教育長、私のような考え方はどうですか。

○学校教育課長

まず、推進校に関しましては、誰もが始めたことがないことを、今回させていただいておりますので、全て成功するというのではなく、まずどういうところで間違ったのか、どうしたらいいのかという代表として取り組んでもらうところもあると思うんですよね。だから数値目標とかなく、まず試してみて、こういうところができなかったというのをお知らせするのも推進校の役目ではないかなと考えております。あと、少人数学級につきましては、本年度は小学校2年生が35人学級、来年度は3年生がという形で毎年35人学級がふえてまいります。学校というのは、さまざまな子どもがいて、さまざまなことを学んで成長していく場所でもあると思いますので、その人数を減らすことによって、全ていいのかどうかというのがございます。ですので、まず国の取り組みで、40人が35人学級になるということで、まず様子を

見ながら飯塚市も考えながら進めていかなくてはいけないかなと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川上委員

教育長、答弁ないですか。

○武井教育長

質問委員のご質問に学校教育課長がずっと答えてきましたけれど、担当課では大きな予算をいただいて、このGIGAスクール構想の前倒しで、ICT環境としては大変すばらしい、1人1台タブレットが実現いたしました。飯塚市全体で体制を組んで、話の中には断片でありましたけれども、各中学校ブロックで、みんなで実践を交流して、そして課題を出し合って進めていこうと。そういう中で上部機関として、ICT推進委員会という方に有識者に入っていて、いろんなご助言もいただきながら進めているところでございます。その中で、今おっしゃった指定校というのが、もう本当に学校は大変希望が多くて、課長が申しましたように選定に当たっては、いろんな条件を考えたと思います。地域バランスもですね。そういう中で、今、このGIGAスクール構想前倒しで、ICTを十分に活用して、新しい学習指導要領では主体的・対話的で深い学びという学びの質を変えていこうということで進んでいます。ぜひタブレットが授業の中で健康面を考えると時間的制約はあるかもしれませんが、制限はですね、マストアイテムとして学校には定着しつつあると思いますので、おっしゃいましたように、何か膨大な研究資料をつくったりとか、何か数値目標を掲げてやりなさいとかいうようなことは、担当課のほうでも推進しておりませんので、言わば、1人1台タブレットというのは、どの学校でも今あるわけでございます。ぜひ、それを有効に活用して、子どもたちはとにかくタブレットに対して、学習への興味関心、意欲は大変高まります。そういうことも、よさを生かして、目指す子どもたちの学力、さまざまな力をつけていきたいと思っているところでございます。

○川上委員

どちらを先に言おうかな。先に学校教育課長が、学校現場ではいろんな教育課題があるので、子どもの人数が少なければ少ないほうがいいというわけではないんです、みたいなことを答弁されたけれど、国際的にも遅れた少人数学級の流れ、ようやく動き始めた、何十年ぶりの中で、そういう流れの中で、現場のというか、教育委員会の学校教育の担当をしている課長が、そういう答弁をしたのを、私はここで見逃すわけにいかないなと。少人数学級に対する確信、教育課題をやり遂げていく上で、この少人数は今、決定的に重要だということについての確信を崩すような答弁は、ちょっと承知しがたい。このこととICTという課題をやるのであれば、この少人数学級の中でこそ、幾つかの角度から発言しましたけれど、重要ではないかというふうに思うわけですよ。答弁はあえて求めませんけれど、次の機会に論争しましょうよ。

それで、モデル校の設定について、私は先ほど言ったような条件を考慮していくならば、やみくもにおかしいというふうには言わないけれど、本質的に言うならば、全校をモデル校、推進校とするのが当たり前ではないかと。なぜ半分の学校長だけが手を挙げて、残りは挙げなかったのか。そこには危惧があるからではないのですか。だから、挙げたところの校長のところの、ぜひと言うところだけ聞かないで、手を挙げなかった校長、学校現場の声をきちんと聞くというのが大事ではないかと。そういった点で言えば、そのICT推進委員会の目的に、誰一人取り残すことなく公正で個別最適な学びを実現というのだったら、なおかつ何と云うか、変な負担を、目標も押し付けたりしませんということ言うのであれば、飯塚市全校、モデル校にしたらいいいではないですか。そう言うのであればですよ。なぜこの3校、事実上2校だけを地域性を考慮してモデル校とするのかと。これは、あなた方が言っている誰一人取り残すことなく公正でということと最初から矛盾しているのではないかと思います。ここのところ考えてもらいたいというふうに思います。何か答弁がありますか。

○武井教育長

今、質問委員が懸念されますようなことを十分考えて、ICT、1人1台の端末を使って、本当に全ての子どもたちにとって、学習効果が上がるような、そんな学習指導、教育活動を目指してやってまいりたいと思っております。

○川上委員

もう繰り返しませんけれど、子どもたち、学校にモデル校というステータスを持った学校、そうでない学校という区別、分断みたいなものにならないように、どの学校も、どの子どもたちにも、同じ教育条件が与えられるように、そういうものの考え方でいくべきだと、大人は、そういうふうに思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「第三次飯塚市子ども読書活動推進計画（素案）の策定について」報告を求めます。

○生涯学習課長

「第三次飯塚市子ども読書活動推進計画（素案）の策定について」ご報告いたします。まず、資料の「第三次飯塚市子ども読書活動推進計画の概要」をごらんください。

飯塚市子ども読書活動推進計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、本市における子どもの読書活動推進に関する基本的な考え方と具体的な取り組みを明らかにするために策定しております。平成23年度に第1次計画、平成29年度に第2次計画を策定し、今年度が第2次計画期間の最終年度となるため改訂を行い、次期計画の素案を策定いたしましたので報告するものです。

策定に当たっては、図書館運営協議会委員、ブックスタートボランティア、図書館ボランティア、子育て支援団体関係者、筑豊教育事務所、図書館指定管理者、教育委員会内関係部署の課長、計10名で構成する飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会において、令和3年7月から、素案の策定までに3回、策定後に1回、都合現在4回委員会を開催し、内容を検討してまいったところでございます。今回の改定においては、現行の第2次計画の進捗状況を把握するため、平成30年度及び令和元年度に、公立保育所、私立保育園、幼稚園、こども園、子育て支援センター、児童クラブ及び小中学校図書館に対し、施設の読書環境整備状況と各施設で実施している読書活動に関する調査を実施いたしまして、令和3年度には市内小中学校の児童・生徒に対して、読書活動、図書館の利用状況等に関する調査を実施いたしました。それらの結果を踏まえ、これまでの成果と課題を洗い出し、今回の素案に反映させております。

主な成果といたしましては、資料に記載のとおり、6点を挙げております。主な課題としては、資料に記載のとおり4点を挙げております。また、子どもたちを取り巻く近年の社会環境の変化として、資料に記載の3点を挙げております。

これらを踏まえ、今回の改定では、まず、関係機関がより密な連携を図り、これまで推進してきた取り組みをコロナ禍においても継続し、充実を図る必要があると考え、「基本方針I子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進」を掲げ、乳児期から青年中期に当たる高校生まで、子どもの成長にかかわる施設で読書活動推進に関する取り組みを継続することといたします。

次に、子どもが、子どもらしく自由に読書ができる環境整備への取り組みが必要であると分析し、「基本方針Ⅱ安全・快適な子どもの読書環境の整備」を新たに掲げ、子どもが保護者と一緒に本に触れ、自由に感情を表現できる環境整備のための調査・研究を行うことといたしました。

また、生活必需品となったデジタルデバイスの使用を制限するのではなく、活用する考え方に転換し新たな読書環境を研究する必要があると考えまして、「基本方針Ⅲデジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究」として新たに掲げ、スマートフォン、タブレット等を活用した図書館のあり方や読書環境の調査・研究を進めることといたしました。

それでは次に資料2「第三次飯塚市子ども読書活動推進計画（素案）」をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

1ページから3ページ上段にかけて、第1章「子ども読書活動推進計画の基本的な考え方」として、国と県の動向、子ども読書活動推進計画（改訂版）策定の意義、計画策定の基本的な考え方、計画の期間を記載しております。この中で、先ほど概要でご覧いただきました、子どもたちを取り巻く近年の社会環境の変化について述べるとともに、子どもの読書活動が子どもの成長や生きる力の醸成に重要であることを記載しております。また、計画の期間は令和4年度から8年度の5年間としております。

3ページをお願いいたします。3ページ中段からは第2章といたしまして「第2次計画期間における子どもの読書活動に関する状況」を記載しております。3ページから6ページ上段にかけては、保育園、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センター、児童クラブへの調査結果と就学前児童の読書活動に関して、これまで取り組んできた内容及び課題について記述しております。6ページから8ページにかけては、小中学校でのこれまでの取り組みと課題について、9ページから11ページにかけて市立図書館でのこれまでの取り組みと課題についてそれぞれ記載しております。

続きまして、12ページから23ページにかけては、第3章「基本方針と取り組み」として、次期計画期間での取組内容について記載しております。まず、12ページから19ページに、「基本方針Ⅰ子どもの発達段階に応じた関係機関の連携・協力による読書活動の推進」における、家庭・地域での取り組み、それから就学前児童関連施設での取り組み、小・中学校での取り組み、及び市立図書館での取り組みについて記載しております。19ページ中段からは「基本方針Ⅱ安心・快適な子どもの読書環境の整備」といたしまして、図書館における子どもの読書スペース等の環境整備について調査・研究を行うことを記載しております。同じく19ページ下段には、「基本方針Ⅲデジタルデバイスを活用した新たな読書活動の調査・研究」といたしまして、概要資料でもごらんいただきましたように、もはや生活に欠かすことができなくなっているスマートフォン等のデジタルデバイスを活用した読書環境の整備について調査・研究することを記載しております。

これら3つの基本方針に基づく、具体的な取り組みについては、20ページから22ページにかけて表形式で記載しております。取り組みの具体的な方法と、その取り組みに関して連携協力する市の担当部署や市民団体等を記載しております。同じく22ページ下段には、計画策定後の進捗管理について記載しております。計画期間の3年目に全ての関係施設へ調査を再び実施するとともに、市関係部署や子ども読書活動推進にかかわる団体等と、読書活動の進捗状況共有や意見交換を行うため推進委員会を毎年開催することとしております。また、必要に応じて随時簡易な調査を実施することもあわせてしております。基本方針Ⅱ・Ⅲの調査・研究については、その結果に応じて、第3次計画期間中でも柔軟に取り組みを見直し、本計画の改訂も行うことも想定しておるところでございます。

今後は、令和4年1月27日木曜日から2月22日火曜日まで、市民意見募集を実施いたしまして、いただいた意見の内容を検討、反映するとともに、飯塚市子ども読書活動推進計画策

定委員会を今年度3月まで継続して開催しまして、最終確定版を教育委員会へ報告することとしております。なお、市民意見募集は、本庁舎、支所、各図書館、交流センター等へ素案冊子と意見箱を設置するとともに、ホームページでも意見募集を行うこととして取り組んでおります。改定の根拠資料といたしました調査結果の詳細については、量が非常に多いため、計画本文内に記載しておりませんが、市民意見募集の際には、参考資料として印刷した調査結果を添付しながら、ホームページにも掲載しているところでございます。また計画本文には、調査結果を掲示するホームページのURLの表記と二次元コードを記載して対応しております。以上、簡単ではございますが補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

かなり詳細なものができていると思うのですが、この計画年度を期間中に、過去あったような穂波図書館とか、潁田図書館とか、図書館法に基づくものとしては廃止しようということは、議会でも批判があって、市民からも批判があって、今のところ撤回している状態だと思うけれど、この計画期間中に図書館を減らそうとか、そういうことを考えてないでしょうね。

○生涯学習課長

今、質問委員からありました、今、飯塚市のほうでは指定管理の図書館が3館と直営の図書館が2館ありまして5館運営しております。今、この計画期間の中でそのような形で直営館2館がありますが、前回、平成22年あたりで論議されていますような結果から、今、5館運営しておりますが、それを減らすという考えの方針での考え方は持ち合わせていないところでございます。

○川上委員

副市長、減らしませんと答弁できませんか。

○久世副市長

減らしませんという、はっきりはあれなんですけど、今、担当課長答弁いたしましたが、これについては、現在全く考えておりません。

○川上委員

現在のところというのは、きょうのところはということで、あしたになったらわからないというふうに読めるので、私は計画年度と言っているんです。5年間。課長は4月に異動するかもしれないでしょう。この答弁ずっと確認していいですか、副市長。答弁お願いします。

○久世副市長

5年間の計画でございますので、5年先までのお約束というのは、すみませんがご容赦ください。現状こういったことは考えておりません。穂波図書館、潁田図書館も運営してまいります。

○川上委員

心配だな。ここにおる人は、現在のところやらないと、そういうことしないということで、意思一致してください。それから、この計画推進については、本来、予算執行を伴いますよね。それについては、過去のこの事業にかかわる、この計画に基づく事業にかかわる総決算があると思うんですよ、財政出動上の。それは、どのぐらいという計算を数字を見て、今後10年間で、それを上回るようなものを考えておるといようなことかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○生涯学習課長

今、質問委員からご質問いただいています総決算といいますか、端的に言いましたら、まず図書資料の関係とか図書館運営にかかります経費ほかにもいろいろございます。今後、先ほど基本方針Ⅲのほうでもありますデジタルデバイスの取り組みだとかいうことも、今後、事業の

発展的なことを考えるには、財政出動も今後ふえる可能性はないかとは思いますが、そのところの費用も、調査研究もあわせてしていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

○川上委員

報告事項なのであれですが、学校現場では、先ほども出ていましたけれど、ICTとかいって、ものすごいお金をかけているわけですよ。そうした中で紙の本の予算とか、それから学校の司書の配置とかが、予算が削られていくとか、縮小されるとかいうことはないかなという心配もするわけですよ。それから5館の問題について言えば、民間の指定管理に都合のよい場合は、財政出動も維持するが、もう都合がよいとは言えないときは、そこを縮小していこうかなとかいうことにならないのか、そういう心配もしています。今答弁では、デバイスを使った読書の形とかいうことには、お金が、予算は必要でしょうというふうに言われたんだけど、このパイの中でそれがふえていけば、ペーパーのものが圧縮されるとかいうことにもなりかねないので、私としては、こういうもので工夫するという3番目の目標のやつを、あながち否定はしないけれど、やっぱり本ですよ。ペーパーの本。紙芝居とか、そうしたものを大事にしていく文化を、やっぱり飯塚市はつくっていったらいいというふうに思います。自分の意見を述べて質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。